

令和4年9月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和4年9月14日・16日

場 所 第2委員会室

令和4年9月14日(水曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第5号 宮崎再生基金条例
- 議案第6号 宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 宮崎県総合計画の変更について
- 報告事項
 - ・県が出資している法人等の経営状況について
公益財団法人宮崎県立芸術劇場
公益財団法人宮崎県私学振興会
 - ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策(令和3年度)について
- 請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願
- 請願第13号 私学助成の拡充・強化についての請願
- その他報告事項
 - ・令和3年度取組に係る政策評価結果について
 - ・国スポ・障スポに向けたプールの基本設計に

ついて

- ・個人情報保護法の改正について
- ・令和3年度内部統制評価報告書について
- 閉会中の継続調査について

出席委員(7人)

委員	長	日高博之
副委員	長	日高利夫
委員		星原透
委員		中野一則
委員		太田清海
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員(1人)

委員		外山衛
----	--	-----

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	松浦直康
政策調整監	吉村達也
総合政策部次長(政策推進担当)	川北正文
総合政策部次長(県民生活担当)	殿所大明
総合政策課長	津田君彦
広域連携推進室長	池田幸優
秘書広報課長	長友修一
広報戦略室長	鬼塚保行
統計調査課長	小園浩孝
総合交通課長	佐野晃浩
中山間・地域政策課長	湯地正仁
産業政策課長	大野正幸
デジタル推進課長	甲斐慎一郎
生活・協働・男女参画課長	牛ノ濱和秀

交通・地域安全対策監 川 越 直 海
みやざき文化振興課長 徳 山 久 明
人権同和対策課長 壺 岐 秀 彦
国スポ・障スポ準備課長 塩 田 康 一

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、本委員会に付託されました議案等について部長の概要説明を求めます。

○松浦総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、お礼を申し上げます。8月22日に開催いたしました国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に係る宮崎県準備委員会の第10回常任委員会におきましては、日高委員長をはじめ県議会の皆様に御出席を賜り、誠にありがとうございました。国スポ・障スポは、令和9年の本県開催が内定いたしまして、今後準備も本格化してまいります。引き続き、県議会の皆様の御協力をいただきながら着実に準備を進めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日御審議いただきます議案等の概要につきまして御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の表紙をおめくりいただきまして、表紙裏の目次を御覧ください。

まず、I、予算議案の議案第1号関係、令和4年度9月補正予算案であります。

1ページを御覧ください。

総合政策部の内容につきまして、一般会計の合計の欄を御覧ください。補正額は31億4,508万1,000円の増額をお願いしておりまして、補正後の額は269億751万6,000円となります。

その内容といたしましては、県独自の宮崎再生基金の設置、そしてこの基金を活用し国内航

総務部

総務部長 渡 辺 善 敬
危機管理統括監 横 山 直 樹
総務部次長
(総務・市町村担当) 小 牧 直 裕
総務部次長
(財務担当) 児 玉 憲 明
危機管理局長
兼危機管理課長 松 野 義 直
総務課長 渡 邊 世 津 子
人事課長 川 畑 敏 彦
行政改革推進室長 壺 岐 さ お り
財政課長 高 妻 克 明
財産総合管理課長 鹿 島 寛 俊
税務課長 満 留 芳 文
市町村課長 児 玉 洋 一
総務事務センター課長 朝 稲 晃
消防保安課長 寺 田 健 一

事務局職員出席者

議事課主査 牛ノ濱 晋 也
総務課主事 大 島 采 香

○日高委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

空路線の安定維持のための支援を行うもの、あるいは国の臨時交付金を活用し、私立学校生徒寮の食材費高騰相当額の支援やデジタルデータ利活用に関する事業などをお願いしております。

それぞれ詳細については担当課長から御説明いたします。

目次にお戻りください。

Ⅱ、特別議案が2件ございます。議案第5号、宮崎再生基金条例について、それから議案第16号、宮崎県総合計画の変更について、これは長期ビジョンに関するものであります。

続きまして、Ⅲ、報告事項も2件ございます。まず、県が出資しております法人等の経営状況について、これは公益財団法人宮崎県立芸術劇場及び公益財団法人宮崎県私学振興会の2件でございます。それから、報告事項のもう1件が、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った令和3年度の主な施策についてでございます。

続きまして、Ⅳ、その他報告事項も2件ございます。令和3年度の取組に係る政策評価の結果、それから国スポ・障スポに向けたプールの基本設計についてであります。

それぞれ詳細につきましては担当課長から後ほど御説明いたします。

私からは、以上であります。よろしく願いいたします。

○日高委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○津田総合政策課長 総合政策課の補正予算案につきまして御説明いたします。

お手元の令和4年度9月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

総合政策課の補正予算につきましては、左か

ら2列目の一般会計の補正額にありますとおり、30億円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、右から3列目、37億9,356万1,000円となっております。

補正の内容につきましては、5ページをお開きください。

中ほどの(事項)県計画総合推進費の説明欄にありますとおり、全額が新規事業、宮崎再生基金積立金でございます。

事業の内容につきましては、常任委員会資料にて御説明いたします。

委員会資料の2ページをお開きください。

宮崎再生基金積立金でございます。

まず、1、事業の目的・背景でございますが、長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰からの県民生活及び経済活動の本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を安定的かつ機動的に展開するため宮崎再生基金を設置するものであります。

2、基金の概要でございますが、こちらにつきましては3ページの資料で御説明いたします。

一番上の丸にありますとおり、これまでも様々なコロナ対策によって本県の社会経済活動の維持、回復に取り組んでまいりました。しかしながら、今春からの原油価格・物価高騰に加え、第7波による新型コロナの再拡大で再び先行きの不透明感が増しており、今後も緊急的な状況に備えつつ着実な再生へ導いていく必要があると考えております。特に、観光関連産業につきましては、スポーツ環境をはじめとする本県ならではの魅力の強化や継続的な情報発信等に取り組むことが重要であります。

このため、国の交付金等の積極的な活用をもちろん行っていくわけでございますが、それに加えまして県独自の宮崎再生基金を創設するこ

とにより施策を機動的かつ継続的に展開していくものでございます。

名称は、宮崎再生基金です。基金総額は30億円、財源は全額一般財源でございます。期間は、令和4年度から8年度までの5年間で予定しております。

事業といたしましては、3本の柱を考えております。

まず、1、需要喚起・事業維持支援といたしまして、地産地消・応援消費の強化や燃油・資材等高騰対策、旅行・交通需要の回復などの主に事業者向けの事業でございます。

2、県民生活の安定化といたしまして、生活困窮者等への対応や県民の絆の維持、コロナ下の健康づくりなど、主に県民向けの事業でございます。

3、交流回復を見据えた活性化対策といたしまして、スポーツキャンプや合宿の受入れ強化、県内外での交流機運の醸成、インバウンド拡大準備など、今後の交流回復のための施策でございます。

商店街の活性化や公共交通ネットワークの維持などの下線が引いてる項目につきましては、9月補正予算として提案させていただいている項目でございます。

今後、社会経済情勢の動向を見極めながら必要な事業を適切な時期に構築し、機動的に施策を展開してまいります。

次に、7ページをお開きください。

特別議案、宮崎再生基金条例についてであります。

本条例は、先ほど御説明いたしました宮崎再生基金を条例上位置づけるものであります。

第1条、設置条項にありますとおり、長引くコロナ禍や原油価格・物価高騰からの県民生活

及び経済活動の本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策を安定的かつ機動的に展開することを目的として設置するものでございます。

一番下の附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行します。

また、設置期限は、令和9年3月31日限り、すなわち令和8年度末となっております。

なお、それ以外の条項の構成につきましては、他の基金と同様でございます。

条例に関する説明は以上です。

次に、8ページをお開きください。

宮崎県総合計画の変更についてであります。

まず、策定経過でございますが、令和3年7月から11月にかけて総合計画審議会や地域別市町村会議、県民アンケート調査、高校生・大学生・若手事業者との意見交換会などを行っております。

令和4年3月から4月に、2月定例会常任委員会におきまして長期ビジョンの骨子案を御説明させていただきました。また、県・市町村連携推進会議等でも説明しております。

5月から6月にかけて、パブリックコメント、県民・若者との意見交換会などを経まして、6月定例会の常任委員会におきまして長期ビジョンの素案を御報告させていただきました。

そのときにいただいた意見等を踏まえまして修正を加えました後、7月に総合計画審議会から長期ビジョンの答申をいただきました。

今回、これを踏まえ、長期ビジョンの案を提案させていただくものでございます。

次に、2、長期ビジョン(案)の概要でございますが、今回の案につきましては、既に全委員に御送付させていただきました答申と同じ内容でございますが、概要を簡単に御説明いたします。

まず、目指す将来像ですが、令和22年、2040年の宮崎県の姿でございます。

前回の委員会で基本理念の御説明ができませんでしたが、安心と希望の未来への展望ということで、この理念の下に、将来像1、一人ひとりが生き生きと活躍できる社会、将来像2、安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会、将来像3、力強い産業と魅力ある仕事があり、安心して働ける社会の3つの将来像をお示しいたしております。

さらに、この目指す将来像の実現に向けた今後の方向性といたしまして、未来に必要な5つの要素、持続可能性、デジタル・先端技術・イノベーション、人材力、地域力、きずな・つながりなどを意識しながら、今後の方向性といたしまして、1、人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持、2、暮らしを支え、未来を拓く産業づくり、3、人生を豊かに過ごせる地域づくり、4、将来の人口安定化に向けた社会づくり、この4つの方向性をお示しているところでございます。

3、今後の予定でございますが、令和5年3月の2月定例会常任委員会におきまして、この長期ビジョンを踏まえましたアクションプランの骨子案を御説明する予定でございます。4月にパブリックコメントを実施し、5月に総合計画審議会においてアクションプランの答申をいただいた後、6月の議会においてアクションプランを提案する予定でございます。

○佐野総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の令和4年度9月補正歳出予算説明資料の7ページをお開きください。

総合交通課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額にありますとおり5,883

万9,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目、補正後の額にありますとおり36億5,882万3,000円となります。

続きまして、9ページをお開きください。

表の一番下、(事項)航空交通ネットワーク推進費の説明欄の1、国内航空路線安定維持緊急支援事業について、別冊の常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルスの影響や燃油の高騰によりまして、宮崎空港を発着する国内線を運航する航空会社は極めて厳しい経営状況にございます。本年7月に予定されていましたが国の全国旅行支援も延期されている状況にございまして、委員会資料の下に宮崎空港の国内線の利用者数のR元年とR4年の1月から7月までの比較表をつけております。

今年度、4月以降に入りまして徐々に伸びてきていたところでございますが、8月の直近の数字が出まして、コロナ前に比較してお盆等はかなりのぎわったという報道等もございましたが、73.2%となっております。

そういったところもございまして、航空会社は年末までには8割を超えて9割という見込みを立てておりましたので、厳しい状況にございます。

その中で、今、利用促進等もなかなか厳しいことから、航空会社が宮崎空港ビルに支払っております空港施設使用料を緊急的に支援させていただいて、その負担軽減を図ることで宮崎空港の航空ネットワークの維持を図ってまいりたいと考えております。

次に、2の事業の概要を御覧ください。

予算額は5,883万9,000円で、財源は宮崎再生

基金を活用することとしております。

また、事業期間は令和4年度で、事業内容につきましては、令和4年7月から12月を補助対象期間といたしまして、各航空会社の空港施設使用料の一部——13%程度になるわけですが——を空港ビルに補助することで航空会社の負担を軽減することとしております。

最後に、3の事業効果ですが、高速交通網が未発達な本県におきまして不可欠な航空路線の運航を行う航空会社への支援を強化することによりまして、安定した航空ネットワークの維持と県民や県外からの利用者の移動手段の確保が図られるものと考えております。

○甲斐デジタル推進課長 デジタル推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和4年度9月補正歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

当課の補正予算額は、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり4,282万円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目の欄ですが、13億5,696万円となります。

13ページをお開きください。

上から6行目の(事項)電子県庁プロジェクト事業費の説明欄にあります新規事業、ひなたデジタルデータ利活用加速化事業につきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

新規事業、ひなたデジタルデータ利活用加速化事業であります。

1の事業の目的・背景であります。コロナ感染症による社会的な影響が続く中で、喫緊の課題であります保健所などの現場業務の効率化や負担軽減、行政サービスの維持向上のため、デジタルツールの活用を図るとともに、ポストコロナを見据え、行政資料のデジタル化やデー

タ利活用を加速化するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は4,282万円で、財源は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、事業期間は令和4年度であります。

事業内容であります。①のひなた情報提供デジタル化推進事業は、保健所等の窓口へのお問合せについては定例的なものが一定数ありますので、スマートフォンやSNSが活用できる方に対しまして、下のイメージ図にありますように、いわゆるチャットボットと呼ばれる自動応答機能を使って情報提供することで、窓口業務の負担軽減を図ることとしております。

②のひなたデータ利活用推進事業は、県の地理空間情報システムであるひなたGISを利用して、公共施設管理台帳などの業務資料のデジタル化に取り組むことで、現場での対応業務に迅速かつ効率的に対応できるようにすることとしております。

3の事業の効果としましては、デジタルツールやデータの活用により県民への情報提供体制を整えることで利便性の高いデジタル社会の実現と業務効率化の両立が図られるものと考えております。

○徳山みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の補正予算案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の15ページをお開きください。

みやざき文化振興課の補正額は、左から2列目、補正額の欄でございますが4,342万2,000円の増額をお願いしております。このことによりまして、補正後の額は右から3番目、93億4,890万円となります。

次に、17ページをお開きください。

表の一番下の(事項)私学振興費、その下の

私立学校生徒寮食緊急支援事業でございます。

内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

別冊の常任委員会資料の6ページをお開きください。

1の事業の目的・背景でございますが、物価高騰によりまして、私立学校生徒寮における寮食の食材費が増加し、学校法人の負担が増えていますことから、食材費の増加分を補助するものであります。

2の事業の概要であります。予算額は4,342万2,000円で、財源としまして国の臨時交付金を活用し、令和4年度の単年度事業として実施いたします。

事業内容は、下のイメージ図のとおり、令和4年度と令和3年度の食材費を比較しまして増加した分を学校法人に補助するものであります。

3の事業の効果としましては、食材費の増加分を補助することによりまして学校法人の負担軽減が図られ、これまでどおりの栄養バランスや量を保った寮食の提供が可能となり、生徒たちが健康で安心して学習活動に取り組むことができるものと考えております。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○太田委員 資料の3ページに説明図がありますが、上の囲みの中の3つ目の丸に、このため、国交付金の積極的な活用に加え、この基金を創設することによりと記載されています。

この基金は、国がコロナ対策をいろいろ打ち出してきましたけれども、国の交付金ではなかなか表現できない、宮崎県としてこれをやりたいというところに基金を使って何かやっていると捉えていいでしょうか。宮崎県としてかゆいところに手が届くような、そういうサービスを

提供したいという思いがこもっているのかなと感じましたが、その辺はどうでしょうか。

○津田総合政策課長 まさしくおっしゃるとおりでございます。国の交付金は、経済対策等のタイミングによりますので、そこから事業化していくとなると若干遅れが出てくるという心配が一つございます。

もう一つは、国の今の地方創生臨時交付金などの基金につきましては、例えばコロナ検査の無料化を支援する検査促進枠ですとか、もしくは原油価格・物価高騰対応分とか、そういう細かなミシン目で切られておりまして、メニューによって用途の制約がございます。そのため、今おっしゃられたようなかゆいところに手が届く施策を打てるように県独自の基金を設けるものでございます。

○太田委員 国がやっているいろんなコロナ対策に上乘せしてやるようなものなのか、それとも国の制度としてあるものとは別に、県民に対してこういう事業を起こしたいということをやっていくものなのか、その辺のイメージはどのようなのでしょうか。

○津田総合政策課長 正直言って、今おっしゃられたように、いろいろな使い道を考えております。

例えば、国の事業が出ていない段階で県としてすぐに対策を打たなきゃいけないというときに、後で国がメニューを示された場合、当初はこの基金を使って事業化したということであっても、後で財源を国の基金に振り替えればいいと思っておりますので、そういった意味では機動的にできるのではないかなと思っております。

また、国の制度の枠外の部分について、もし必要な事業があれば適切に手を打てるようにします。

今回、基金の予算として上程させていただいてますが、まだ具体的な積み上げがあるわけでごいませんので、今から機動的な施策展開を行ってまいりたいと考えております。

○星原委員 今に関連してなんですけれども、この宮崎再生基金積立金は5年間で30億円となっています。仮に平均したときには毎年6億円なんですけど、それで地域の活性化とか経済活動の支援ができると考えられて30億円という金額を決められたのですか。

○津田総合政策課長 まず規模でございしますが、これだけで全てを回復させることができるとは思っていません。国の基金も有効に活用しながら、トータルでカバーできればいいかなと思っております。例えば、これまで経済政策で実施した口蹄疫の復興対策や人口減少基金も30億円でした。県として、これまで行った最大規模の予算ということで30億円としております。

また、期間につきましては、5年としておりますが、内容によっては毎年6億円ずつ割り振るのではなくて、早く事業を行ったほうがよければ、当然、早く使い終わっても構わないと思っております。

したがって、そのときの需要と国の対策等も踏まえて、適宜適切に対応を行ってまいりたいと考えております。

○星原委員 資料に1、2、3と基金のいろいろな組み方が記載してあるんですけども、今の経済状況の厳しい中、私はもう少し思い切ってやったほうがよかったんじゃないかなと思うんです。1年に10億円ずつだったら50億円ぐらいの基金ですから、使う使わないは別として、一応それぐらいの予算を組んでおいて、これからまだコロナ禍というのであれば、いつ収束するかも分かりませんし、経済活動にしてもなかなか

か——昨夜、私も都城市の牟田町を歩いたんですけども、全然人が歩いていないんです。

以前は、午前0時ぐらいまで結構お客さんが回ってきていたということなんですけれども、今は一次会はあっても二次会に行かなくなっているという飲食店の人の話を聞いていると、もう少しいろんな形で経済活動ができる予算を組むことも必要じゃないかなと昨夜思ったものですから、この基金の30億円が果たして妥当なのかどうか。

余裕がある組み方をしておくと、また使い道も多少あると思うんですけども、ぎりぎり組んでいるとどうしても予算の範囲ということになり、いろんな事業に予算がついていくんじゃないかなという気がしたものですから、30億円を組んだ根拠がどうだったのかなと聞いたところでした。

○松浦総合政策部長 予算規模を幾らにすればいいのかということについては、当然、総務部とのいろんな話合いもありますけれども、我々が一番頭に置きましたのは、国の臨時交付金がある間は相当程度のものはカバーできるだろうということです。しかし、それがどこまで続くのかを考えたときに、今これぐらいの規模の予算は持つておかないと、臨機応変な対応が難しいのではなからうかというイメージを持っております。

その後、必要性があるのかも含めてですけども、今、30億円と固定してというところでもないと思いますので、また状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○井上委員 関連してなんですけれども、今、部長からも出ましたように、臨機応変というのはとても大切だと思うんです。国が予算化したり事業化するタイミングを待たずにこの基金で

先に対応できるわけで、今議会の知事の答弁の中で再三にわたって宮崎の再生を目指すということをおっしゃられるわけだから、知事の大きな政策のメッセージでもあると私は受け取っているわけです。

だったら、その事業が的確な形で先に提案されたり、そこに対して今までとは違うスピードで答えとして出てこない、この基金の本当の意味と知事のその思いみたいなものは県民になかなか伝わらないのじゃないかなと思うんです。

そこをお願いしたいのは、事業化のスピードと、もう一つは広報の関係です。知事がこういう政策を掲げ、今困っている県民のところへすぐ手を差し出しますとっておられるわけだから、知事はもっとテレビに出られるなりマスコミに打って出るぐらいのところをこの再生基金の中では見せていただきたいと思います。

それで、この再生基金による需要喚起・事業維持支援は具体的にどういうことをやるのかということをおっしゃらないといけません。

2番目の子どもの貧困対策は、前の貧困対策を引きずった形でやるのか、それともちょっと違うなと思わせるようなものに手を出すのか、そこも知りたいです。

それと、交流回復を見据えた活性化対策は、経済の活性化をどうやって図るかという1番の需要喚起と非常に似ているところもあるんだけど、県民がワクワクするようなことを提起することはとても重要ではないかと思うんです。

だから、基金があることは分かって、それを県議会も認めたときに、どういうスピードで具体的な政策とマッチさせていくのかが問われると思うんです。そこが一番期待するところなんですけれども、それはどんな計画になっているんですか。

○津田総合政策課長 まさしくおっしゃるとおり、事業のスピードが大事だと思います。そのためにこの基金を提案させていただいております。

例えば今回、子どもの貧困対策については福祉保健部で調査事業を御提案させていただいておりますが、今までも非課税世帯とか独り親世帯とかに対する対応というのはあったんですけども、困窮者そのものに対してどのような対策が打てるかというのはなかなか切り口として分かっていない部分等もございまして、そういった実態をちゃんと調査した上で適切な対応が打てるようにということで今回調査を行っております。

この貧困の話になりますと福祉保健部など各部と一緒にしながら、私どももそういった事業を適切に行ってまいりたいと思っております。

また、県民がワクワクできるようなということにつきましては、3の交流回復を見据えた活性化対策において、今すぐ回復するというのはなかなか厳しいものがあるのかなと思っておりますが、将来上向いたときに少しでも早く対応が打てるようにということで、今の段階から打てること、仕込みとして事業を入れられたらなと思っております。

いずれにいたしましても、9月補正で提案した部分については5事業でございまして、今後もおっしゃられるように事業スピードを肝に銘じて適切な時期に適切な対応を行ってまいりたいと思っております。

○井上委員 基金に対する考え方とかについて私とは温度差があるのかもしれないけれども、この基金の積立て方というのは、本当に今一番メッセージ性の高いものだと私は思います。今、知事が持つてる政策の中でメッセージ性が

あるのと、タイムリーだということがあります。

なぜ、タイムリーなのかが説明できないと、この政策的効果が出てこないんじゃないかということ私はずごく心配しているわけです。

だから、やっぱりそういう意味でいうと、スポーツキャンプや合宿の受入れ強化と——侍ジャパンは宮崎県に来るんでしょう。だったら、そのことも含めて県民をワクワクさせるということ。私は余計なところまで頭が行ってて、もしかしたら大谷選手や村上選手が来るかもみたいな、そういうもう先走ったことなどを考えてしまうわけです。

だから、やっぱり政策的効果を上げていくための広報戦略をきちんと持って、そのこととその予算とを合致させていくことができないと。

再生という言葉は、メッセージ性としてはあまりいい言葉でないと私は思うけれども、新たな宮崎づくりみたいなことをしていくわけだから、そういうところをちゃんとしないと、こっちに寄ってこようぜ、宮崎にみんなで寄り集まろうぜという気持ちに本当になるのかなというのがちょっと心配しているところです。

やっぱり広報戦略をちゃんと持った上でこの政策的効果というのを上げていくようにしないと、30億円積んだからいいというものではないと思うので、そこがちょっと感覚的に弱いんじゃないのかなと。議会で、議場で知事があれほど発信したけれども、ピタッと来てないというか、もっと情熱的に発信できるといいよねと、変わるぞと、何かするぞと、県がするぞというのを考えたほうがいいのではないかなと思います。

○松浦総合政策部長 御指摘のとおり、今回の基金の意味として、まさに県民へのメッセージだという意味合いも非常に大きいと思っています。知事が本会議の中で答弁された内容として、

責任を持って回復させていくんだということ、今、不安に思っておられる方々もたくさんいらっしゃいますので、そこをしっかりと支えていくんだということです。

それから、先ほど御質問いただきましたけれども、WBCのキャンプであるとかラグビーのキャンプであるとか、そういったことをしっかり受け入れていくというところで、元気を出していきましょうということにもつなげていきたいと思っておりますので、この基金を活用して行う事業のPRについては、我々としてもしっかりと意を用いていきたいと思えます。

○中野委員 関連で、具体的に取組を聞きたいと思うんですが、インバウンドの拡大準備とありますが、具体的にはどういうふうにしたいのかをお聞かせください。

○津田総合政策課長 今回の事業で上げさせていただいてるところにつきましては、先ほど言ったように、今本県の定期便が整ってる状況ではございませんので、今はインバウンドが早期に回復できるように海外旅行会社に対する送客の支援ですとか、もしくは海外旅行会社を招致して宮崎県を見ていただくとか、旅行商品をつくっていただく、その仕込みをこの今回上げさせていただいたインバウンド緊急誘客促進事業において対応すると聞いております。

○中野委員 海外からの入国受入れの数がどんどん上がってきますよね。この前、もう元に戻すような話も耳にしました。ちょっと遅いんじゃないかなという気がするんですが。

○津田総合政策課長 おっしゃるとおり、国が上限を開放するとおっしゃっておられますけれども、まだ現段階において宮崎空港で定期便等が復活していない状況でございますので、早期に復活できるように、また復活すればすぐに対

応できるようにしてまいりたいと考えております。

○松浦総合政策部長 まだ宮崎空港そのものは直行便云々という話にはなっておりません。これが国の考え方が変わってくればということがありますが、いつになるか分からないので、そういった受入れのための準備も我々がやっていかなければならないと思っております。

商工観光労働部の取組といいますのは、今は直行便で来ていただくのは無理ですけれども、例えば福岡空港経由での誘客について、もう既に着手するという動きをしておりますので、できる限り誘導できる形をつくっていこうという構えで今動いているところでございます。

○中野委員 関連なんですけど、国内の航空路線の安定維持のために空港ビルに補助して、結果的に空港施設使用料を抑えようということで、インバウンドが元に戻った場合、また国際線が再開された場合に、宮崎空港が出遅れることがあってはならないと思うんです。だから、そのためには今のうちに具体的に対策を打っていないと、鹿児島空港や熊本空港はどんどん海外との発着ができたのに、宮崎空港は遅れているということになりかねません。

資料にインバウンド拡大準備と書いてあるわけだから、元に戻るための準備をきちんとしてほしいと思っております。お願いしておきます。

○井上委員 デジタル推進課のひなたデジタルデータ利活用加速化事業について、お尋ねします。

これは、喫緊の課題である保健所等の現場業務の効率化をうたっているのと、それからその負担軽減と行政サービス維持向上のためにデジタルツールの活用を図る記載されています。

コロナのことを考えて業務の効率化を図ると

するなら保健所側にこれを配備するんだけど、そのデジタルツールを利用する県民のことを考えたときに、どこが本当に業務の効率化になるのかをちゃんと考えてしないといけません。確かに保健所側の現場業務の効率化は図られたけれども、本来不安だから保健所に電話するわけです。最近、県庁職員の人も多く陽性になってたりして、実際に自分たちが患者になってみて分かったと思うんです。

私は、夫が要介護度4なので、デイサービスに行けない、10日間ぐらい家の中に足止めされるわけです。そうやってきたときの情報の取り方というのがなかなか難しいわけです。

だから、保健所におけるデータ活用というのは、この書き方からいうと、利用する県民はそれが本当に自分たちにとっても安心なものではないと、単なる保健所側だけの業務の効率化を求められても、本当に効率化になるのかどうか、何回もアクセスしないといけないことになりかねません。

今回、経験された方もいると思うんですけども、保健所は電話を取ってくれないんですよね。実際に声を聞いたり何か言っていただくと患者側が安心して落ち着くということがあるわけです。

だから、このことが本当に保健所の現場業務の効率化になるのか。そのことと県民の利便性という点との整合性はどう図られているのかということを知りたいです。

○甲斐デジタル推進課長 この業務は電話をやめるということではなくて、例えば電話の問合せが1日100件あったとしたときに、そのうちスマートフォンが使える方である程度パターン化された、こういうことをちょっと確認したいんだけどもみみたいなことはスマートフォン、も

しくはタブレットとかを使って簡単にその情報にたどり着けるようにもう一つの道をつくるという意味でございまして、全部こっちに置き換えるという意味ではございません。

コロナの事例を取りますと、コロナになりました食事のことが不安だとか、いろんな国のシステムに登録してほしいという通知が保健所から来たりするんですけども、その登録のやり方が分からないとか、そういうある程度パターン化された質問については、スマートフォンなどで質問をタップしてだけでその必要な情報のデータにたどり着けるという道ももう一つ用意するというところでございます。

例えば100件問い合わせがあるうちにスマートフォンを使える方が20人いらっしゃれば、20人はそちらのスマートフォンを経由してその情報にたどり着いて、保健所の負担が100件から80件に軽減するというイメージしております。

これは保健所を想定しておりますけれども、保健所だけではなくて、県庁全体の仕組みの中に取り入れようということも考えておりまして、こういう一般的なよくあるお問合せ関係は、一つの入り口で何についてのお尋ねですかというところから、こういう件です、さらに幾つかの質問に答えていくことにより、こういう内容ですということに必要な情報にたどりやすくする、そういったものももう一つ用意するというイメージでございます。

○井上委員 ぜひそのときに県民のことを忘れていただきたいわけですね。コロナがすぐ収まるわけではないので、ウィズコロナがこれからもきっと続くと思うんです。だからどうやってそのことと県民の安心をマッチさせていけるのかという、本当の意味でのデジタル社会のつくり方みたいなものが大事です。一番困ってい

るとき、一番つらいときに利用しないとイケないわけですね。

例えば介護施設や障がい者施設等の関係等はどうなるのかとか、もっと県民のことを考えて利用の仕方を工夫しないと、単なるデジタル化は進んだけれどもその予算的効果はあまり出ないということになりかねないので、そここのところを注意深くやっていただけたらと思います。これは要望です。

○太田委員 ひなたデジタルデータ利活用加速化事業は約4,000万円の予算を組んでおりますけれども、①と②の事業の予算の振り分けはどうなっているのでしょうか。

○甲斐デジタル推進課長 ①ひなた情報提供デジタル化推進事業が2,200万円余、もう一つのGIS機能強化データ利活用が2,000万円余となっております。

○太田委員 今の議論で①については分かりました。

②ですけれども、公共施設管理台帳のデータ、ひなたGIS——地理空間情報システムとか、そういったものが確かに今どんどん発展していますが、このことによって、県庁全体で考えた場合にどこの課がこの制度の恩恵を受けるのでしょうか。

例えば、財産管理をしている財産総合管理課が特に恩恵を受けるとか、県土整備部のいろんな財産を持っている課でも恩恵を受けるんですよといったその辺のイメージが分からないものですからお伺いします。

○甲斐デジタル推進課長 ひなたGISというのは、国土地理院の精密な地図情報をベースに作られたものでございます。その上に個別にデータで持っている例えば道路の情報等をひなたGISに載せることで、例えば、今は現場の立

会検査等をやる時に重たい台帳を抱えていてページをめくりながら確認している状況ですが、タブレットを持っていけば、我々もそうですし、事業者側もタブレット上で確認できるということが実現できると考えております。

これは道路、建物など地図に載せられる情報については活用できると思っておりますので、今年度できるだけそういう情報を載せていきたいと考えております。

○太田委員 広く活用されて効率化が図られるということですね。分かりました。

○日高副委員長 関連で、私も10日間、自宅療養しておりました。ただ私の場合は熱もない、喉も痛くない、何もない状況で朝9時半頃に委託を受けた看護センターから、熱は何度ですか、状況はどうかと電話があり、何度です、何もありませんと回答しておりましたが、その間30秒ぐらいです。9時半頃に電話が来るので、10時ぐらいになっても電話が来ないと、こっちがどうしたんだろうかと心配になっていました。

だからさっき井上委員が言われましたけれども、こういうのをちゃんと整備してもらって、私から回答を送って確認さえしてもらえばいいわけです。こういったことをちゃんと整備しなくてはならない時代なので、しっかりやっていただきたいと思います。子供たちもそうですけれども、半分以上はこういうのを見ない高齢者なわけだから、そこら辺はしっかり振り分けをしながらやっていかなくちやいけないと思います。

今回デジタル推進課ができたということで、今後の大きなポジションになるかなと思っております。始まったばかりですけれども、いろんな業務がデジタル化によってどんどん進んでいくわけだから、これはデータベース化やデータに

なることでペーパーレス化もそうだし、データをみんなで共有できるというのは、仕事上は大変いいことです。本当はどんどん進めていってもらわなくてはいけないと思っているので、私は非常に期待しているところであります。

さっき太田委員が言われましたけれども、各部がそれぞれ持っているデータのうち、例えばこういうデータを何とかデータベース化してほしいとか、システム化してほしいとか、もしそういう要望があったら、全庁の要望を聞きながら、優先順位を考えながらデジタル推進課がこの各部のものまで総合的にやるのか、そこ辺の課のイメージはどういう感じなんですか。

○甲斐デジタル推進課長 当課で県のデジタル化推進本部の事務局を担っておりますが、例えば暮らしの視点だとか、産業振興の視点だとか、基盤づくりだとか、人材育成だとか、いろんな視点がございます。それぞれの部会ごとに県庁の各課に集まってもらって、例えば暮らし部会では交通部門だとか、防災部門だとかいろんな部門が集まって協議しておりますし、産業部会であれば産業関係の部署が集まって議論しています。その統括はうちの課でやっておりますので、各課の困り事だとか、課題感を共有しながら、では優先順位をどのようにつけてやっていくかというところをやっております。

それとあと技術的な部分につきましては、必ずしもデジタルに強い職員がそろっている課ばかりではありませんので、うちの課でそういった技術的なサポートも併せてやっていこうということで、今進めているところでございます。

○日高副委員長 これは業務的に大事なことだと思うので、全課をまとめながら、ちゃんとした一つのデータベースを作ってもらうことを大変期待していますのでうまくやってほしいと思

います。

それから、全然余談な話なんですけれども、この中でマウスを使わない人はどれだけおられますか。この際だから私は要望しておきたいんですが、私は65歳ですけれども、マウスは一切使いません。出先などではマウスは使えないですね。一日にマウスを手にした時間をお金に換算すると、職員が仮に2,000人とすれば、私の単純な考えでいくと計算上は一年間に2,000万円近くになります。もしどういう計算ですかという話だったら、私のところに来てほしいんですけども、やっぱりそういうことも考えてほしいんですよ。

デジタル化で、どこに行ってもワーケーションは膝の上でやるわけで、マウス代も必要なくなるので、せっかくならそういうことを職員にも進めていただきたいです。私ができるんだから、みんなできるはずなんです。

効率化ということは、1秒の積み重ねですけども、それが2,000人の積み重ねになれば1,000万円、2,000万円のお金になるんです。入り口の話ですけども、課長、ぜひみんなに推進してください。

○甲斐デジタル推進課長 ありがとうございます。私も4月にデジタル推進課に参りまして、うちの課の職員はデジタルにたけた職員が多いものですから、見えますと、もちろんマウスもほとんど触りませんし、ショートカットキーといっているような複雑な作業をワンプッシュでできるということを使いこなしている職員が多くて、私も教えてもらいながら、今、少しずつ効率化を進めております。ぜひ全庁的にそれができるように広めてまいりたいと思います。

○中野委員 私立学校生徒寮食緊急支援事業についてですが、県立・公立の学校で似たような

予算が分かっていたら教えてください。

○徳山みやぎ文化振興課長 *6月に事業化したしました授業料の支援と光熱費の支援につきまして、今各学校に交付決定しているところで、2億円程度で事業を進めているところでございます。

○中野委員 それと中学校、高校の学校別に寮生が何名ずついるかを後でいいですので教えてください。

○太田委員 4ページの国内航空路線安定維持緊急支援事業ですが、事業の概要の(4)のところ、宮崎空港ビルに補助するとなっております。これは空港施設使用料相当分についてという表現もありますが、空港ビルに補助をすることによって航空会社が負担すべきものを減免するという形になるのか。旅客が減ったことによって、もともと使用料がそれに応じて減るものだから、空港ビルに補助するのか。

最終的にこの補助の恩恵を受けるところはどこなのかを確認したいと思います。

○佐野総合交通課長 この空港施設使用料については、チェックインカウンター、バックヤードの事務所、出発ロビー、共有部分である手荷物の受取所など、各航空会社が空港ビルと個別に賃貸者契約されているわけですが、月に換算すると全体で7,500万円ほど負担されています。

今は航空会社が厳しい状況ですので、今回私どもが空港ビルに支援させていただくことで、一部ですけども航空会社の負担軽減を図って今後の維持につなげるところでございます。

○太田委員 ということは、空港ビルに補助するけれども、航空会社が恩恵を受けるということですね。

※15ページに訂正発言あり

空港を持っているところでは全国的に同じような取組をやっているのでしょうか。

○佐野総合交通課長 日本全国までは把握しておりませんが、例えば九州内であれば鹿児島空港の場合は、空港ビルと県の支援で合わせて20%の軽減だったり、熊本空港は空港ビルだけで20%だったり、大分空港は10%というような形で支援しており、それぞれの空港でそれぞれの事情に合わせて支援が行われているところがございます。

○中野委員 関連ですが、平たい言葉で言えば、航空ビルは1銭もピン跳ねはしないんですかね。

いろいろ継続の手数料が要ると思うんですが、この予算額の全てが航空会社に行くような予算になっているんですか。

○佐野総合交通課長 先ほど御説明しましたように、月トータルで各航空会社合計で7,500万円ほど空港ビルに払っているもののうち、この予算で月に直しますと980万ほどですけれども、その半年分を減額することで航空会社の支払い分の軽減を図るところでございます。

当初は直接私どものほうから航空会社に支払うという相談をさせていただいたんですけども、航空会社から事務手続上、空港ビルへの支援で軽減させてほしいという要望と、私どもとしても間違いなく私どもの予算が使用料の軽減に使われることが担保できるというところでのこのような形を取っているところでございます。

○徳山みやざき文化振興課長 先ほど中野委員から御質問いただいた、私立学校生徒寮食緊急支援事業に関しまして、質問の趣旨を完全に取って違えており、申し訳ありませんでした。

県立学校における状況ということで、県立学校におきましては、教育委員会の6月補正で予算化されております。県立学校におきましては

地区の生徒寮というのがございまして、値上げ分を運営者に補助するということで予算化されております。

○日高委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○徳山みやざき文化振興課長 それでは、地方自治法及び条例に基づきまして、県が出資している法人等の経営状況について、御報告いたします。

お手元の令和4年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）の13ページをお開きください。

まず、公益財団法人宮崎県立芸術劇場についてでございます。

初めに、令和3年度の事業報告書であります。1の事業概要、当法人は、県立芸術劇場が県民の文化芸術活動の拠点として、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けながらも、その役割を果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施しますとともに、県民の文化芸術活動に積極的に活用されるよう管理運営に努めたところであります。

2の事業概要であります。まず(1)の県立芸術劇場の指定管理業務、施設の供用、維持管理につきましては、事業費は2億3,830万円となっており、貸館業務につきましては、入場者数が12万7,519人となったところであります。新型コロナウイルス感染症の影響のない平成30年頃までは、年間20万人台で推移していたことから、まだまだ回復はしていませんが、令和2年度と比較しますと、2万3,961人の増となっております。

次に、(2)、上の(1)以外の業務であります。事業費は3億5,871万2,000円となっております。

①の宮崎国際音楽祭につきましては、新型コロナウイルス対策としまして、1席ずつ間隔を空けるエリアなどを設定し、販売座席数を全体の6割から7割としたほか、出演者へ複数回のPCR検査を実施するなど、徹底した感染防止策を施し、開催したところであります。

そのほか、②一般の公演事業や、③自主企画制作公演事業、④教育普及事業、⑤の芸術文化発信事業を、それぞれ御覧のような形で実施したところでございます。

15ページ以降の財務諸表は、説明が重複いたしますので、141ページの出資法人等経営評価報告書で御説明いたします。

まず、一番上の概要の欄、中ほどにございます総出資額ですが、2億2,579万7,000円で、全額県の出資となっております。

その下の枠の中、県関与の状況であります。人的支援、右側の令和4年度の合計の欄、役員9人のうち、県退職者は2人、うち非常勤が1人です。それから合計の一番下、職員数28人のうち、県からの派遣職員は1人、県退職者は1人となっております。

すぐその下の財政支出等につきましては、令和3年度は、県の委託料が5億3,273万7,000円となっております。

その内容でございますが、さらにその下、主な県財政支出の内容という欄がございます。そちらの①と②と④の右側の種別にありますように、指定管理料でございます。①が県立芸術劇場管理運営のための事業で、令和3年度が3億4,025万9,000円、②の音楽祭の開催準備事業が9,430万8,000円、④の県民文化振興事業

は4,416万7,000円となっております。

そのほか、国文祭・芸文祭関係の事業を受託したほか、施設設備の修繕等を実施しております。

一番下の活動指標であります。①の劇場稼働率は、目標値77%に対しまして、実績値が62.1%、新型コロナの影響で達成度は80.6%にとどまったところであります。

②の主催公演の入場者率は、目標値の70%に対しまして、実績値は67.9%、達成度は97%となっております。

次に、友の会会員数は、目標値の1,500人に対しまして、昨年度末時点では1,261人、達成度は84.1%となっております。

このとおり、活動内容につきましては、いずれの指標も目標を達成することができませんでしたが、令和2年度との比較では上昇しておりますので、改善が見られる状況でございます。

続きまして、142ページをお開きください。

財務状況でございます。

初めに、左側の正味財産増減計算書の令和3年度の列を御覧ください。

経常収益は7億2,118万9,000円、その下の経常費用は7億3,628万9,000円で、当期経常増減額は1,510万円のマイナスとなっております。

このうち主なものですが、昨年の宮崎国際音楽祭の準備経費でございます。当初、令和3年度春の開催に向けて、令和2年度内に準備を行うものが、令和3年度は国文祭・芸文祭の期間中の令和3年8月に開催されることとなったため、令和2年度内の執行が不要となりまして、令和3年度にその準備経費を執行したことが主な理由であります。結果的には令和3年度がマイナスとなっておりますけれども、これは実質的な財産が減少したということではございませ

ん。

その下、当期経常外増減額は35万円のマイナスとなっており、その結果、その3つ下の一般正味財産期末残高は2億2,933万8,000円となります。

その下、当期指定正味財産増減額には、増減がありませんので、指定正味財産期末残高は、期首残高と同様の2億3,963万3,000円となります。この結果、一番下の正味財産期末残高は、上記の一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高を合わせた額の4億6,897万1,000円となったところであります。

続きまして、右側の貸借対照表の令和3年度の列を御覧ください。

まず、資産は、5億6,445万4,000円、その3つ下の負債は9,548万2,000円であり、この結果、その3つ下の正味財産が、先ほどの期末残高と同じ4億6,897万1,000円となります。

次に、その下の財務指標の欄を御覧ください。

まず、①の管理費比率は、新型コロナの影響で事業が思うように実施できなかったため、目標値の51%に対しまして、実績値は57.5%、達成度は87.3%となったところであります。

②の入場料収入比率も、目標値の36%に対しまして、実績値は22.8%にとどまり、達成度は63.3%となったところであります。

次に一番下の欄、総合評価の右側の欄、県の評価についてであります。

新型コロナの影響により、厳しい経営環境下での管理運営となったところであり、活動内容につきましては、いずれの指標も目標値に及びませんでした。令和2年度と比較しますと、改善が見られる状況にあります。

主催事業におきましても、現在、販売座席数を制限しておりまして、来場者の不安の軽減に

もつながっておりますが、コロナ禍にあっても文化芸術に親しみたい、あるいは文化芸術で元気を取り戻したい、そういう県民の皆さんのニーズに応えることができたのではないかと認められます。

財務内容につきましては、事業規模の縮小に伴い管理費比率が高まるとともに、入場料収入も平常時と比較すると大きく減少しましたが、令和2年度との比較では改善が見られる状況でございます。

コロナ禍を考慮するとやむを得ない一面はありますが、収支バランスを保ちながら、さらに公益性の高い事業を実施していく必要があります。

組織運営につきましては、問題なく行われておりまして、その下の評価につきましては、活動内容につきましてはB、財務内容につきましては、令和2年度との比較で改善が見られるためB、組織運営につきましてはAとしたところでございます。

18ページにお戻りください。

令和4年度の事業計画について御説明いたします。

1の基本方針につきましては、今後も舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画・実施しますとともに、県民が積極的に創作・発表の場として活用できるよう管理運営を行うこととしております。

2の事業計画の指定管理業務（施設の供用及び維持管理）につきましては、事業費は2億367万1,000円、(2)はそれ以外の文化関係事業となりますが、こちらは3億6,105万8,000円となっております。

内容につきましては、19ページも含めまして、御覧のとおりでございますが、第27回宮崎国際

音楽祭につきましては、本年4月29日から5月15日までの間、感染防止対策を講じながら、全公演が実施できたところでございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

収支予算書であります。

まず、一般正味財産増減の部の経常増減の部分であります。①の経常収益につきましては、県からの指定管理料や事業収益などにより、経常収益計にありますように6億9,947万4,000円、②の経常費用につきましては、人件費や事業費などで経常費用計にありますように、7億947万4,000円としております。これらの合計額となります。その下の当期経常増減額は、マイナス1,000万円であります。その下にありますように、当法人が有しております文化事業基金を取り崩しまして充てることとしております。

一番下の欄ですが、正味財産期末残高は4億5,897万1,358円となる見込みです。

公益財団法人宮崎県立芸術劇場の説明は以上でございます。

続きまして、139ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県私学振興会の経営状況であります。

概要の欄の中ほどにあります総出資額ですが、4億2,583万8,000円、このうち県出資額は1億9,675万5,000円で、県出資比率は46.2%であります。

この私学振興会の設立目的ですが、県内の私立学校が相互に連携・協調して、私立学校教育の充実及び振興を図るための事業を行い、本県教育文化の高揚に資することとしております。

次に県関与の状況であります。

まず、人的支援につきましては、右側の令和4年度の合計の欄、役員数11人のうち、県職員は非常勤が1人、県退職者が1人、また職員数

5人で、そのうち県退職者は1人となっております。

次にその下の財政支出等でございますが、令和3年度県補助金が8,169万円となっております。

内訳としましては、下の主な県財政支出の内容の欄にありますとおり、①私立学校教育研修補助金は、私立学校の設置者及び教職員の資質向上を図る研修事業に対し補助するものであります。令和3年度は新型コロナの影響で184万3,000円となっております。

②私立学校退職金基金事業補助金は、私立学校教職員等の退職手当資金の基金造成に対し補助するもので、7,984万7,000円となっております。

その下の実施事業であります。①教育研修事業及び③退職手当資金給付事業は、今御説明したとおりでございます。②魅力ある学校づくり事業は、私立学校の外国人講師の招致や、教育設備の購入費に対して助成を行っているほか、④事務受託事業は、例えば私立学校でも中学校・高校の協会など、横の連携を図る個別の団体の事務の受託をしているものでございます。

その下の活動指標につきましては、①研修参加者満足度は、参加者のアンケートによる平均満足度が目標値95ポイントに対しまして、実績値が97.3ポイント、②魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標値13件に対しまして、実績値が22件で、いずれも目標値は超えております。

140ページをお開きください。

財務状況でございますが、左側の正味財産増減計算書の令和3年度の列を御覧ください。

経常収益は令和3年度が6億6,081万3,000円、これは私立学校教職員の退職金のための学校法人からの負担金が主なものであります。その下

の経常費用は6億6,169万6,000円であり、これは退職金の支出が主なものになりまして、当期経常増減額はマイナス88万3,000円となります。

マイナスの理由でございますが、令和3年度は、主に債券で運用しております運用益が減少したことが主な理由でございます。

経常外の収益・費用はございませんので、下から5つ目の一般正味財産期末残高は、2,060万2,000円となります。

また、下から2つ目の指定正味財産期末残高は総出資額の4億2,583万8,000円であり、一番下の正味財産期末残高は、合わせて4億4,644万円となります。

次に、右側の貸借対照表の令和3年度の列を御覧ください。

一番上の資産は、59億7,297万1,000円、主なものは退職金の基金であります。負債は55億2,653万1,000円であり、その3つ下の正味財産は、4億4,644万円となっております。

次に、その下の表の財務指標でございますが、①自己収入比率は、目標値10%に対しまして、基本財産運用益の減少に伴い、実績値が7.8%にとどまりましたが、②管理費額は、目標値3,300万円に対しまして、実績値が2,929万3,000円と目標値を超えております。

最後に、一番下の欄、総合評価の右側、県の評価についてでございます。

研修事業においては、令和2年度よりも新型コロナウイルス感染症拡大に伴う行動制限の期間が長かった中で、参加者の高い評価を得ており、また助成事業におきましても、ニーズに即した支援を行うなど、活動内容は高く評価できるものとなっております。

財政面でも一定の評価ができ、組織運営についても良好と認められますので、評価につきま

しては、活動内容はB、財務内容はB、組織運営はAとしたところであります。

○湯地中山間・地域政策課長 説明に入ります前に、大変申し訳ありませんが、お配りした資料に誤りがありましたので、2か所訂正させていただきます。

まず、別冊資料としてお配りしました、令和4年9月県議会定例会提出報告書の4ページを御覧ください。

一番下に中山間盛り上げ隊の派遣人数という欄があるんですけども、その令和3年の実績値が81名になっているかと思いますが、これは実数ではなく延べ人数ということで、実数については30名となります。

併せまして委員会資料の10ページです。一番下に同じように中山間盛り上げ隊の派遣人数がありますが、その令和3年度の実績が、81名ではなくて30名となります。大変申し訳ありませんでした。

それでは説明に入らせていただきます。

また、別冊資料に戻っていただきまして、1ページを御覧いただきたいと思っております。

令和元年6月に改定しました現行の中山間地域振興計画は、令和元年度から令和4年度までの4年間を計画期間として、中段にあります、「ひと」、「くらし」——これは宮崎ひなた生活圏づくりです。それと「なりわい」の3つを施策の柱として各種取組を実施しているところであります。

2ページ以降に具体的な取組等を記載しておりますが、主な内容につきましては、委員会資料で説明させていただきます。

委員会資料の9ページを御覧ください。

まず、中ほどの(1)にあります計画の目指す将来像ですが、人口減少下においても、将来

にわたって安心して住み続けられるよう、ひと、暮らし、なりわいの維持・確保に取り組みながら、創意工夫により地域が一体となって、長年にわたって築いてきた固有の文化や歴史を引き継いでいける中山間地域としております。

また、(3)の重点政策のとおり、ひとについては、移住・定住促進や子育てしやすい環境づくり、関係人口の創出等に取り組むこと。暮らしについては、集落のネットワーク化や地域交通の最適化、医療・介護、防災といったセーフティネットの構築に取り組むこと。なりわいについては、担い手の確保や稼ぐ力の向上を図り、地域資源や時代の変化に応じた新たな経営・就業形態、技術等を組み合わせ、なりわいの次世代への継承に取り組むこととしております。

次に、下の地図を御覧ください。これは条例で指定されております中山間地域の範囲を示したものでありますが、説明は省略させていただきます。

ページをめくっていただきまして10ページを御覧ください。

3つの重点政策ごとに実施した主な施策・事業と目標指標の達成状況を記載しております。

初めに、(1)のひとについてであります。

①戦略的な移住・定住の促進につきましては、全国4か所の宮崎ひなた暮らしUIJターセンタールにおける相談対応のほか、ホームページ等での情報発信、市町村が行う空き家の利活用等への支援に取り組みました。

②地域を担う次世代の育成につきましては、まず、子育て支援等の充実としまして、未来みやざき子育て県民運動の推進による機運の醸成や地域の子育て体制の強化、安心して結婚、出産できる環境の整備などに取り組ましました。

また、教育環境の整備等としまして、県内6

か所の地区生徒寮の運営やへき地育英資金の貸与等を行いました。

さらに、ふるさとへの愛着、県内で働く魅力の発信としまして、県総合博物館等の各種講座や体験活動などを通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育む取組を行ったほか、若者の県内定着を促進するため、主に高校生を対象とした就職に関する総合情報サイト「アオ活」を開設しました。

③外部人財の活力の取り込みにつきましては、中山間盛り上げ隊による集落支援と、それを通じた地域との交流により、集落機能の維持・活性化に取り組むとともに、地域政策アドバイザーによる研修を実施し、地域資源の掘り起こしや磨き上げ、地域の活性化を図りました。

その下の段を御覧ください。

関連する目標指標の達成状況ですが、左から2つ目の設定エリアの欄にIと記載があるのは、条例上の中山間地域に該当する地域の実績、それとIIと記載があるのは、市町村全域が中山間地域となっている18の市町村の実績、そしてIIIと記載があるのは、県内全域の実績をまとめたものであります。

なお、ひとに関する目標指標のうち、一番下の中山間盛り上げ隊の派遣人数が伸びておりませんが、これは新型コロナの影響により派遣停止の期間があったことによるものであります。

続きまして、11ページを御覧ください。

(2)暮らし(宮崎ひなた生活圏づくり)についてであります。

①多様な主体の参画・住民との協働につきましては、地域住民が主体となった取組を促進するため、えびの市の真幸地区などでひなたまちづくり応援シートを活用したワークショップを開催するとともに、地域課題解決の取組に要す

る経費に対して補助を行いました。

②生活を支える機能の維持と連結につきましては、他の団体、他の地域の参考となる取組——高齢者のボランティア輸送とか、買物支援などになりますが、それを宮崎ひなた生活圏づくり通信として情報発信するとともに、活用できる各種事業について市町村へ情報提供を行いました。

③医療・介護の確保と地域で支え合う仕組みづくりにつきましては、僻地診療所の出張診療等や、ドクターヘリの運航による医療提供体制の維持のほか、介護人材の確保に向けた取組を行いました。

④地域公共交通の確保につきましては、広域的・幹線的バス路線を維持するため、市町村やバス事業者に対して補助を行いました。

⑤防災・減災のための体制づくりにつきましては、防災士の資格取得促進や自主防災組織への補助などにより、地域防災の中核となる人材の育成・確保を行いました。

その下の段がくらしに関する目標指標の達成状況となります。このうち上から2番目の、新たに生活支援サービスに取り組む地域運営組織等の数が15組織と目標値に達しておりますが、具体例としては、地域で立ち上げた協議会や公民館組織などによる乗合タクシーの運行や高齢者向けの配食サービスなどがあります。

続きまして、12ページを御覧ください。

(3) なりわいについてであります。

①担い手の確保につきましては、農林水産業への就業希望者に対する相談会等の開催やみやぎ林業大学校等における就業に向けた研修等により、担い手の確保を行ったほか、後継者人材バンクを活用した事業承継支援などを行いました。

②時代に合った経営形態の創出につきましては、人・農地プランの実質化——これは地域農業の中心となる農業者へ農地を集約する将来方針の作成などになりますが、それを進めるとともに、集落営農推進協議会において、集落まるごと農地バンク方式への活用を推進したほか、高齢農家等の負担軽減のため、農薬散布を行うドローンの導入等を支援しました。

③の地域資源を生かした稼ぐ力の向上につきましては、農商工連携や6次産業化のさらなる推進を図るため、研修会の開催や専門家派遣等により課題解決支援に取り組むとともに、農泊の利用促進を図るため、大手宿泊予約サイトへの情報掲載等の情報発信を行いました。

そのほか④から⑥につきましては、④里地里山の保全では、伐採後の速やかな再生林、防護柵設置等の鳥獣被害対策を、⑤新しい技術や手法の導入では、日向市でのローカル5G技術を活用したバーチャルガイドによる新たな観光サービスに関する実証事業などを、⑥集落ぐるみのなりわい維持では、みやぎの神楽サポーター制度による継承活動支援等を行いました。

その下の段がなりわいに関する目標指標の達成状況となっております。このうち3番目の経営管理権設定森林面積についてですが、目標と実績に大きな乖離が生じております。

進捗が遅れている理由としましては、市町村の多くで、森林経営管理制度の実施体制が構築されていないことや、森林の境界が明確でなく、対象森林の選定や所有者情報の把握に時間を要していることによるものであります。

今後、環境森林部とも協議して、次回計画でどうするかというのは検討していきたいと考えております。

最後になりますが、人口減少の進む中山間地

域におきましては、担い手の不足に加え、買物、交通、医療、福祉など生活に必要な機能・サービスの確保が困難になりつつあるなど、様々な課題を抱えております。

県としましても、中山間地域振興計画に基づき、関係部局が一体となって施策を展開するとともに、県民の中山間地域への理解促進を図りながら、引き続き、市町村と連携して中山間地域の振興に取り組んでまいります。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について、質疑はございませんか。

○井上委員 宮崎県立芸術劇場のことなんですけれども、主催の事業をいっぱい組まれて、このコロナ禍の中でよく努力されているなとは思いますが、広くみんなをとということも大事だけれども、我が宮崎県の子供たちは必ず芸術劇場には行ったことがあり、そしてそこで音楽を聴いたことがあるというふうにしていかないといけないと思います。

この際なので、コロナ禍の中でやれる最大の取組をしていただきたいなど。子供たちのための音楽ということで、ぜひ芸術劇場にみんなが来れるような機会をつくっていただきたいなと思います。

○徳山みやざき文化振興課長 重要な御指摘ありがとうございます。

県下全域の子供たちが芸術劇場に来ていただくというのは、本当に私どもの願いでございます。

今、劇場では宮崎国際音楽祭で子どものための音楽会というのをやっておりまして、県内の小学6年生を招待しまして——コロナ前ですと3,600名ぐらいの方が来られまして、3分の1ぐらいの小学生が聴いていただいた状況にございました。今は人数制限をしております、1,200

名ぐらいになっております。

あと、中には劇場にどうしても来られないという子供もいらっしゃると思いますので、そちらに出向いていろいろな音楽、本物の音楽を聴いていただくということも非常に重要であると考えております。具体的にはアウトリーチ事業ということで、学校なり、施設なりに出向いて、そこで生の演奏を聴いていただいて、楽器に触れていただいて、子供たちが芸術に触れ合える事業ですとか、サテライト公演といえますか、各地のホールでの公演もやっております。そういったところできるだけお越しいただくとともに、子供の割引などもやっておりますので、そういったものも利用してぜひ県下全域の子供たちが音楽に親しむ環境をつくりたいと考えております。

○井上委員 次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策についてなんですけれども、評価すべきことは結構あって、この状況の中でよく頑張っておられるなど受け取りました。

移住の関係で、令和2年と令和3年とで非常に大きく伸びていますが、これにはコロナの関係のことだけではなく、各市町村が特別な対策を取ったとか、そういうことが具体的にあれば教えてください。

○湯地中山間・地域政策課長 県外からの移住の状況なんですけれども、委員がおっしゃっており、コロナの影響は当然ありますし、その前から地方回帰の流れというのはありましたので、都会から地方に移住したいという方がもともと潜在的に多かったという状況がありました。

それに加えて、こちらとしても宮崎ひなた暮らしUIJセンターとかで相談をかなり受けておりまして、入り口としてそういう相談を受け

て市町村につなぐようなことをしておりまして、市町村でも、移住してきた方の定住に向けて移住サポーターを設置したりして、移住者の悩みとか不安に丁寧に対応した結果、そのことが回り回っていろんな人に伝わっていくというところがありますので、そういったところでうまく好循環が生まれているんじゃないかなと思っています。

○井上委員 最近、宮崎市が以前に比べて積極的にやっていると聞くんですけども、やっぱり市町村側が受入れを頑張ってもらって移住して来られる方に対する対応を上手にやってくださり、そして長く住みついていただけるような導き方みたいなのをやっていただかないといけません。市町村の方の力添えというのが大変重要で、せっかくここまで来ているので、目標の740世帯まで今年度も頑張っていたきたいです。

今、どのくらいまで来ているんですか。

○湯地中山間・地域政策課長 今年度はまだ分からない状況です。

○井上委員 市町村との情報交換をぜひやっていただきたいと思いますので、そこはお願いしておきます。

○湯地中山間・地域政策課長 こちらから市町村に出向いて移住担当者と意見交換したり、先日も研修会を開催して、こういった取組をすれば移住者が増えるのか、それと定着してくれるのかというところも他県の事例も踏まえながら説明させていただきましたので、そういったことを継続して続けていきたいと思っています。

○井上委員 ぜひよろしくお願ひします。

続けて、くらしの中の新たに生活支援サービスに取り組む地域運営組織等の数が増えたりとか、僻地における常勤医師数が増えたりとか、訪問看護ステーションの事業所数が増えている

というのは、すごく喜ばしく、そしてまた力強い内容です。こういうことがもっと発信されていって、中山間地のありようというのが少なからず注目されたり、変わっていかうとしていることについての発信を丁寧にやっていただくと、中山間地域で何にもない、何も動きがないと思われるようなところがちょっと変わっていく。常勤の医師が増えるということはこれはもう非常に画期的なことでもあるので、こういう情報をもっとタイミングよく出していただけるような状況をつくってもらいたいんですけども、いかがでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 常勤の医師数、それと訪問看護ステーションが増えているといったところの情報発信なんですけれども、確かに増えているという実態があつて、それをうまく県民に伝えられているかということ、そうでない部分も確かにあるかと思います。担当部局とも話をしていて、うまく伝えられるようにしていきたいと思います。

それから、先ほど資料の訂正を2か所お願いしたのですが、もう1か所ございます。

委員会資料の10ページの同じく中山間盛り上げ隊の派遣人数のところですが、令和2年度も37名となっているんですが、これは35名の誤りです。

○日高委員長 それではここで一度休憩して、午後1時からその他報告事項に関する説明を求めたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後0時58分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

午前中に中野委員より私立学校の寮の人数に

ついて資料要求がございましたので、書記から配布させます。

○徳山みやざき文化振興課長 午前中に御質問のございました私立中学・高等学校の寮生数ということで、6月15日現在の学校ごとの数字を掲げております。上の段が高等学校で14校のうち13校が寮を持っておりまして、合計数が1,528名です。下の段が中学校ですけれども、4校に寮がございまして、こちらが98名、高等学校と合わせますと1,626名となっております。

○湯地中山間・地域政策課長 午前中に委員会資料の訂正をお願いしたのですが、再度誤りが見つかりましたので、申し訳ありませんが訂正をお願いしたいと思います。

委員会資料の12ページの目標指標の達成状況の農林水産業の新規就業者数のところで、令和元年度が634名と入っているんですけども、これは610名の誤りであります。それと、下から2段目の中山間地域等直接支払制度協定締結面積の令和元年度が5,547ヘクタールとなっておりますが、5,548ヘクタールでございます。大変申し訳ございません。

○中野委員 さっきからたくさん修正がありますが、過去の数字の修正ですよね。単純に何かミスしたのか、それとも過去の数字が前の資料でもずっと間違っただけだったものが、今回分かったのでしょうか。

○湯地中山間・地域政策課長 過去の数字につきましては、この実績値を記載するときに、昨年度の数値をそのまま転記すればよかったんですが、昨年度の最終段階の数字ではなくて、その一段階前に資料をつくっている最中の数字を転記してしまったところがございます。

○中野委員 では、過去に出した数字に誤りはなかったということですね。

○湯地中山間・地域政策課長 過去の数字に誤りはございません。

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、議員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○津田総合政策課長 常任委員会資料の13ページをお開きください。

令和3年度取組に係る政策評価結果についてであります。

まず1、趣旨等でございますが、令和元年度に策定した宮崎県総合計画のアクションプランに掲げる5つのプログラムについて、以下の①、②の目的の下、令和3年度取組の評価を実施したものでございます。

2、評価方法ですが、評価の過程は2段階に分かれており、まず(1)内部評価ですが、各プログラムを構成する重点項目ごとに設定した指標の目安値に対する達成状況の評価を行ったものでございます。これは、目安値に対する達成度が高いほど評価が高くなります。

次に、(2)外部評価ですが、総合計画審議会において(1)の内部評価を参考に、社会情勢による影響等も勘案し、客観的な観点から5つのプログラムの評価を行い、知事に対して答申いただいたものでございます。

3、評価結果ですが、AからDまでの4段階で評価をいただきました結果、下表のとおり、令和3年度はA評価が1プログラム、B評価が4プログラムであり、全体としては、一定の成果が出ているという評価をいただいております。

14ページから16ページにかけまして、プログラムごとの評価結果の概要をまとめております。

まず、プログラム1、人口問題対応プログラムでございますけれども、一番下の総括評価に

ございますとおり、「移住・U I J ターンの促進などで着実に成果が見られるものの、若年層の流出抑制や合計特殊出生率・出生数の維持等は厳しい状況が続いている。引き続き、社会減・自然減対策の強化とともに、本県の未来を担う子供たちの育成に力を入れていくことが求められる」として、B評価となっております。

15ページを御覧ください。

プログラム2、産業成長・経済活性化プログラムでございます。

一番下の総括評価にございますとおり、「成長産業の育成や交通・物流ネットワークの基盤整備などで一定の成果が見られる。引き続き、アフターコロナを見据えた取組や本県の強みを生かした持続可能な脱炭素・循環型社会づくりに向けた取組の強化が求められる」との評価で、B評価となっております。

次に、プログラム3、観光・スポーツ・文化振興プログラムでございます。

一番下の総括評価でございますが、「新型コロナウイルス感染症の影響が依然として大きく、観光の再興など更なる改善が必要であり、アフターコロナを見据えた戦略的な誘客や国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭を契機とした文化力の向上に向けた取組の強化が求められる」との評価で、B評価となっております。

次に、16ページを御覧ください。

プログラム4、生涯健康・活躍社会プログラムです。

一番下の総括評価にありますとおり、「福祉・医療の充実、交通事故対策等の安全で安心な社会づくりに一定の成果が見られる。引き続き、医師不足の解消など福祉・医療の充実に加え、貧困や孤立、自殺など新型コロナウイルス感染症の影響により深刻化している課題への対策の

強化が求められる」との評価で、B評価となっております。

最後に、プログラム5、危機管理強化プログラムでございます。

総括評価にありますとおり、「ソフト・ハード両面から防災・減災対策、人への感染症に対する流行対策強化等で成果が見られる。今後とも、あらゆる危機事象を見据え、県民が安心して暮らせる環境整備・体制強化を進めていくことが求められる」との評価で、A評価となっております。

なお、17ページに参考として、重点指標の状況を取りまとめておりますので、後ほど御覧ください。

令和3年度の取組についても、昨年度に続き、コロナ禍の影響が大きく、委員からも評価が難しいという御意見もございましたが、いただいた御意見・御指摘を踏まえながら、今後の施策推進に生かしてまいりたいと考えております。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 常任委員会資料の18ページを御覧ください。

国スポ・障スポに向けたプールの基本設計についてであります。昨年9月に着手しました県プール整備の基本設計が完了しましたので御報告いたします。

まず1の基本方針であります。設計に当たりますは、平成31年3月策定の県プール整備基本計画に基づきまして、全国大会等の大規模大会の開催を見据えた施設、アスリートだけでなく幅広く県民に利用される施設、大規模災害の発生を考慮した災害に強い施設といった考え方を踏まえ策定したものであります。

次に、2の施設整備の概要でございます。

所在地は、宮崎市錦本町で、敷地面積は記載のとおりであります。

(3)の施設概要につきまして、整備手法はPFI方式となっております。

別冊の資料2としまして、基本設計説明書概要版をお配りしておりますので、ここから先は概要版で御説明いたします。

資料2、概要版の2ページをお開きください。

上段のイラストがエリア全体のイメージであります。県プールの南側に放送局、大学・オフィシャルセンター、メディカル・飲食モールといった民間収益施設を一体的に整備し、プールとの相乗効果により町のにぎわい創出も期待されております。下段は、県プールを南側から見たイメージとなります。

続きまして、3ページを御覧ください。

2、建築物等概要にありますとおり、階数は地上3階建て、構造形式は鉄筋コンクリート造りで、プールの屋根部分は鉄骨造りとなります。

次に、3、主要施設の概要であります。日本水泳連盟公認の(1)50メートルプールと(2)25メートルプールを備えておまして、大会時には(3)にありますとおり2,500席以上の観客席を確保できる施設となっております。

4ページが各プールの内観のイメージであります。

続きまして、6ページを御覧ください。

全体の配置は図のとおりでございます。プールは水色の部分でありまして、西側には一般駐車場を整備する計画であります。また敷地外周部に回遊できる歩行者空間を設けておまして、近隣住民も散歩やジョギング等ができる機能を確保しております。

次に8ページを御覧ください。

上段の1階平面図にありますとおり、プールのほかトレーニング室や多目的スタジオも整備することとしており、また、建物東側の屋外に

はクライミングウォールを計画しております。そのほか大規模災害時に対応した備蓄倉庫も東側に計画しております。

9ページ、10ページは構造計画、11ページ、12ページは設備計画、13ページ、14ページは立面図と断面図を記載しております。説明は省略させていただきます。

最後に16ページを御覧ください。

下段が1階エントランスの吹き抜け部分の内観イメージとなります。内装には県産材を利用することとしております。

常任委員会資料の18ページにお戻りください。

3の概算事業費につきましては、15年間の運営・維持管理費を含めて155億9,000万円となっております。

4、今後の主なスケジュールであります。現在は実施設計を進めているところでありまして、本年11月に建設工事に着手し、令和6年12月の完成を予定しております。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はありませんか。

○中野委員 全国和牛能力共進会に出品する種牛が、ワクチンを4回打たなくてはならないのが、最初のほうを打ってなかったということで知事が謝罪するニュースが先ほど流れておりました。万が一での誤りだったと思うんですね。

せっかく高額なプールを造るんですが、そういうことはないかですよ。造ってから「あら、しまった」ということがないように。というのが、昔、テレビ番組で見たんだけど、立派なマンションを造ってからエレベーターがないのに気づいたということがあったみたいです。

そういうことを含めて老婆心ながら言いましたが、専門家に向かって失礼な言い方ではありますけれども、せっかく造るのだから、いろん

な角度から見て、これはいけなかったということが万が一にもないようにチェックして、次の段階に進んでほしいなと思います。

○松浦総合政策部長 温かい御指摘ありがとうございます。おっしゃっていること、そのとおりでありますので、我々も慎重に進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○日高副委員長 今さらながらで大変申し訳ないんですが、先ほどジョギングコースの話がありました。例えば2ページの鳥瞰図のイメージからしたら、どの辺がジョギングコースになるのでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 資料2の6ページを御覧いただけますでしょうか。

配置計画がございまして、全体配置図とプール配置図がございまして、6ページの上の全体配置図でいきますと、プールが水色の部分でありますけれども、その周辺に駐車場がございまして、この駐車場を周回する形でジョギングコース等を設置しております。

○日高副委員長 何メートルになるんですか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 幅につきましては2メートルから4メートルのコースを設置しておりますけれども、長さにつきましては、今、調べておりますのでお持ちください。

○日高副委員長 ここはグラウンドがあって、日本記録をつかった阿萬亜里沙さんとかが一生懸命練習していたところですね。私も工業高校の陸上部でしたので3年間ここで練習していました。

現在は愛好家もそうですけれども、宮崎銀行陸上部もここで練習していましたよね、当然工業高校もここでやっていたんですけれども、いろんなチームが来て宮崎商業高校なんかも多分

ここでやっていたんじゃないかと思います。

もう過ぎ去った話ですが、そういう人たちはほかのところに移ったわけですが、ちゃんと気持ちよく、スムーズに移れたのでしょうか。

○松浦総合政策部長 まず、以前は工業高校に管理していただいております、工業高校が練習しているクラブ活動の代替の場所が必要だということで、そういった調整についてはもう既に済ませており、別のところに移っていただいております。そのほかに一般のところは申し訳ないんですけれども、宮崎銀行とかには説明しております、そういうことであれば仕方ありませんねというところで、御理解はいただいております。

○太田委員 18ページの概算事業費のところに155億円という数字が記載されてありますが、PFI方式ということで、この件についてはもう問いませんけれども、括弧書きの説明では15年間の運営・管理費を含むということになっていますが、建築費用を基本として、それを含んだという意味になるのでしょうか。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 155億円のうち建設費用が約110億円、残りが運営・管理費ということになります。

○塩田国スポ・障スポ準備課長 先ほど御質問いただきました周回の距離ですけれども、約700メートルとなっております。

○日高副委員長 700メートルあればいいですね、ありがとうございます。

○中野委員 「新しい「ゆたかさ」前進プログラム」に関する評価報告のことで、トータル的にはBかAだからいいんだと思うんですが、あちこちにCが散見されて、そのうちの2か所だけをお聞きしたいと思います。

人口問題対応プログラムのうち、本県の未来

種牛のワクチン接種じゃないけれども、何かそのことと連動して、口蹄疫が発生してからもう10年以上たち、何かまたどうかなりつつあるんじゃないかなという気がしてなりません。

内部評価として自分たちを評価するものが——自分たちには厳しくということは分かるんですが——自信を持って評価Aになるぐらいのことをしてもらわないといけないと思うんです。防疫体制だから、この体制をどうするかということは行政そのもののことだと思うんですよね。

○津田総合政策課長 まさしくおっしゃるとおりでございます、私どもも口蹄疫以降、そういった防疫に関しては農政水産を中心に非常に力を入れてやってまいりました。この項目がなぜcになったかということなんですけれども、若干言い訳めいた言い方になりますが、資料1の25ページを御覧ください。

この重点指標の状況の下の段のところなんです、農場の飼育衛生管理基準の遵守状況というところでございます。ここについて、国の基準改正がございまして、遵守すべき項目の追加や基準の厳格化が行われました。そこで、その2年間で全農場を巡回するに当たって、新基準によって調査が初めてという農場が多かったものですから——旧基準であれば多分満たされていたと思うんですけれども——そういったことで新しい基準による調査が初めての農場者が多かったのも、なかなか基準値・目安値に届かなかったということでございます。

農政水産部としては宮崎家畜保健衛生所にOBの獣医を集めて、全農場を巡回するなど非常に力を入れてやってまいりました。ですから、今回はこういった指示の厳格化があって、新しいところが増えたので結果としてこうなっているということございまして、これについては、

今後、改善されていくものと思っております。

○中野委員 何とも言いようがないような気がするけれども、何かこれが種牛のワクチン未接種につながるような気がしてなりません。こういうことだから内部評価をcとせざるを得なかったということですよ。

世の中、完璧とはいかないのでそこまでは求めないけれども、口蹄疫が発生した宮崎県において、自分たちの評価がcにはならないように、せめて4つのランクのうちのbぐらいにはなるのが当然だと思うんですよね。

○津田総合政策課長 おっしゃるとおりでございます。実は私も口蹄疫のときに農政水産部にりましたが、非常に厳しい思いの中過ぎてまいりました。そのときの反省を持って、その後も継続的に計画を立ててかなり厳しくやってまいりましたので、今後も農政水産部と一緒にあって、私どももさらに適切な対応を取ってまいります。

○松浦総合政策部長 ここのcの原因というのが、農場の衛生管理の遵守状況ということですから、これは努力すれば改善できるわけです。担当部からは国の基準改正があったということで、こういうデータの的な状況にあるという説明ではありますけれども、必ず来年度改善するように取り組むように、私たちとしても働きかけをしてまいりますので、どうぞ御理解をお願いいたします。

○中野委員 現場であろうとどこであろうと、自分たちの持ち場の職場での評価ですからね。bを目指してというか最低でもbの仕事をやいかんと思うんですよ。完璧は求めませんけれども、そういうことでお願いしておきます。

○松浦総合政策部長 厳しい御指摘があったということを含めて、担当部にしっかりと伝えて

いきたいと思います。我々としても、その後の押しをしていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは質疑を終了いたしたいと思ひます。

次に、請願の審査に移ります。

請願第9号「夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書提出についての請願」について執行部からの説明はありませんか。

○牛ノ濱生活・協働・男女参画課長 特にございません。

○日高委員長 それでは委員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、請願第13号「私学助成の拡充・強化についての請願」について執行部からの説明はありませんか。

○徳山みやざき文化振興課長 特にございません。

○日高委員長 それでは委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、総合政策部を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時44分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○渡辺総務部長 まず、本日発表させていただいた全国和牛能力共進会のワクチンの関係でありますけれども、県を挙げて一生懸命やらないといけないときに申し訳ありません。総務部もしっかりサポートしていきたいと思ひます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

目次をお願いします。

I、予算議案についてであります。令和4年度一般会計補正予算案(第3号)の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、II、特別議案につきましては、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例など4件を提出しております。

次に、IIIのその他報告事項では、個人情報保護法の改正についてなど2件につきまして御報告させていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。令和4年度9月補正予算案の概要についてです。

初めに、議案第1号「令和4年度一般会計補正予算案(第3号)」についてです。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、原油価格・物価高騰等総合緊急対策に係るもの、宮崎再生基金積立金その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で225億7,005万1,000円の増額であります。

この結果、一般会計の予算規模は、6,803億4,016万7,000円となります。

この補正による一般会計の歳入財源は、国庫

支出金が149億8,366万9,000円、繰入金が23億8,556万1,000円、繰越金が51億9,977万1,000円、諸収入が105万円であります。なお、繰越金につきましては、令和3年度決算実質収支——これは決算上、生じた剰余金でありますけれども、毎年度9月議会に計上しているものであります。

次に、一般会計歳出の款別一覧であります。左から3列目の今回の補正額の列を御覧ください。主なものを申し上げますと、1行目の総務費でございますが、原油物価高騰や新型コロナ再拡大からの県民生活及び経済活動の本格的な回復とさらなる活性化に向けた施策の安定的かつ機動的な展開を行うために設置する宮崎再生基金への積立てを行うための経費などを計上しております。

次の民生費は、市町村に対して、母子保健分野と児童福祉分野、双方の機能を有することも家庭センターの整備改修費や運営に必要な費用等を補助するための経費などを計上しております。

次の衛生費には、自宅療養者への健康観察や食料支援を地域の医師や訪問看護ステーション、民間企業への委託により実践するための経費などを計上しております。

次の、農林水産業費は、国の肥料価格高騰対策事業に係る農業者負担分に対し、国が上乗せ補助するための経費などを計上しております。

次の商工費は、日本代表クラスのスポーツキャンプ等を誘致するとともに、コロナ禍で大きく落ち込んだ観光客の誘客等の取組を強化するための経費などを計上しております。

次の教育費は、物価高騰下における私立学校生徒寮の安定的な寮食提供を支援する目的で、学校法人に対して、給食食材費高騰相当額を補

助するための経費を計上しております。予算案の概要については、以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては、担当課室長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高妻財政課長 常任委員会資料の2ページを御覧ください。一般会計歳入一覧についてであります。

まず(1)の総括ですが、表の左から3列目、太枠内の今回補正額の欄を御覧ください。自主財源につきましては、中ほど、繰入金で23億8,556万1,000円、繰越金が51億9,977万1,000円、諸収入が105万円、依存財源につきましては、国庫支出金が149億8,366万9,000円のいずれも増額となっております。

これらの補正による歳入合計は、一番下でございますが、225億7,005万1,000円でありまして、補正後の予算規模は、その横の補正後の欄のとおり、6,803億4,016万7,000円となります。

3ページを御覧ください。

(2)歳入科目別概要であります。

まず一番上の繰入金であります。新型コロナ対策などに伴う県費負担分を財政調整積立金等から繰り入れるものでありまして、23億8,556万1,000円の増額となっております。うち21億円余が財政調整積立金からの繰入れであります。

次に、繰越金であります。これは令和3年度の実質収支であります。

次に、諸収入は、雑入でありまして、社会保険診療報酬支払基金からの補助金105万円を受け入れるものです。

次に、国庫支出金についてであります。国庫支出金には、負担金、補助金、委託金の3種類があります。

まず、国庫負担金であります。これはPCR

検査体制等強化事業などに伴う衛生費国庫負担金を受け入れるものです。

次に、国庫補助金であります。1つ目の総務費国庫補助金については、今回、新型コロナ対策事業の主な財源として、地方創生臨時交付金などを受け入れるものです。

次に、民生費国庫補助金であります。コロナ禍における子供の貧困実態調査の財源として、地域子供の未来応援交付金を受け入れるものです。

次に、衛生費国庫補助金であります。自宅療養者の健康観察体制の確保などの財源として、緊急包括支援交付金などを受け入れるものです。

次に、農林水産業費国庫補助金であります。県の水田情報システム等と国の共通申請サービスのデータ連携を行う事業などの財源として、経営所得安定対策等推進事業費補助金などを受け入れるものであります。

その下の委託金につきましては、障がい児などの生活実態とニーズの把握のための財源として、民生費委託金を受け入れるものです。

歳入補正予算については、以上であります。

続きまして、財政課の歳出予算について御説明いたします。令和4年度9月補正歳出予算説明資料の21ページをお開きください。

財政課の9月補正予算は、補正額の欄の上から2行目になります。一般会計におきまして、25億9,988万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、同じ行の右から3列目、一般会計で856億1,255万1,000円となります。

23ページを御覧ください。

補正予算の内容についてであります。

(事項) 県債管理基金積立金であります。これは令和3年度の一般会計決算の実質収支を

繰越金として歳入計上しておりますので、その約2分の1に当たる25億9,988万6,000円を地方財政法第7条の規定に基づきまして積み立てるものであります。

歳出補正予算につきましては、以上であります。

続きまして、特別議案の御説明を申し上げます。常任委員会資料にお戻りいただきまして8ページを御覧ください。

議案第6号「宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例の一部を改正する条例」であります。これは、国スポ・障スポ大会について、去る7月14日に令和9年の本県開催が内定したことに伴いまして、基金の設置期間の終期を令和10年3月31日までから、令和11年3月31日までに改めるものであります。

○川畑人事課長 常任委員会資料の9ページを御覧ください。

議案第8号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、1の改正の理由についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等に伴い、必要となる規定を整備するなど所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

まず1点目は、(1)にありますとおり、育児休業の取得回数制限緩和等の導入のために必要となる規定を整備するものであります。参考として記載しておりますが、育児休業法の改正に伴い、現行の規定では、例えば、子が3歳となるまでの間に原則1回のみ取得可能な育児休業について、原則2回まで分割して取得が可能となります。

また、2つ目のポツにありますとおり、主に男性職員が対象となりますが、子の出生後8週間以内に取得する場合、同様に2回まで分割して取得できるようになります。

これらにより、改正後は、最大で4回に分割して取得が可能となります。

次に2点目は、(2)にありますとおり、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業について、夫婦交代での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするなど、取得要件を国に準じて緩和するものであります。

最後に、3の施行期日であります。令和4年10月1日から施行することとしております。

○鹿島財産総合管理課長 常任委員会資料の6ページにお戻りください。

議案第1号関係、宮崎県東京ビル再整備事業についての債務負担行為の設定をお願いするものであります。

事業の内容につきましては、次の7ページで御説明いたします。

1の概要でございます。宮崎県東京ビルの再整備に係る既存施設の解体及び新施設のうち県施設部分の取得に要する経費につきまして、債務負担の設定を行うものであります。

2の限度額であります。20億9,330万円、優先交渉権者からの提案額を基に設定しております。その内訳は、解体費が3億3,660万円、県施設部分の取得費が17億5,670万円であります。

なお、提案以降も、建設工事に係る原材料費等が高騰しております。今後もこの傾向が継続し、工事に支障が生じるような場合につきましては、この今回の設定額の増額変更をお願いすることがあります。

3の期間ですが、令和4年度から令和8年度までであります。

4の事業内容及びその下の5の県施設の概要につきましては、6月の常任委員会で御説明いたしました内容と同様でございます。

最後に、6の今後の主なスケジュールでございますが、今回の予算議案の議決をいただいた後、令和5年7月から6年10月まで解体工事、引き続き建設工事を令和8年9月までに行い、同年10月に新施設の供用開始を予定しております。

○児玉市町村課長 議案第9号及び議案第10号について御説明いたします。

常任委員会資料の10ページを御覧ください。

まず、議案第9号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由であります。公職選挙法施行令の改正に伴い、国政選挙における候補者の選挙運動に要する経費の公費負担の限度額が引き上げられたため、国政選挙に準じて定めている宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における候補者の公費負担の限度額を改正するものであります。

2の改正の内容ですが、アンダーラインの部分が改定となります。(1)の選挙運動用自動車の使用につきましては、②個別契約を行う場合の、ア、自動車の借入れについて、1日当たりの限度額を1万5,800円から1万6,100円に、イの燃料供給につきまして、1日当たりの単価を7,560円から7,700円に引き上げることとしております。

(2)の選挙運動用ビラの作成につきましては、①の作成枚数が5万枚以下の場合、1枚当たりの作成単価の限度額を7円51銭から7円73銭に引き上げることとしております。また、②の作成枚数が5万枚を超える場合につきまして

は、5万枚までの印刷費であります37万5,500円を38万6,500円に、5万枚を超える部分の印刷費を1枚当たり5円2銭から5円18銭に引き上げることとしており、最終的には御覧の計算式により得られた額が1枚当たりの作成単価の限度額となります。

11ページの(3)選挙運動用ポスターの作成につきましては、①のポスター掲示場数が500以下の場合、基本の額であります企画費について、31万500円を31万6,250円に、印刷費1枚当たり525円6銭を541円31銭に引き上げることとしており、最終的には御覧の計算式により得られた額が1枚当たりの作成単価の限度額となります。

また、②のポスター掲示場数が500を超える場合につきましては、企画費に500枚までの印刷費を加えた57万3,030円を58万6,905円に、印刷費1枚当たり27円50銭を28円35銭に引き上げることとしており、こちらも御覧の計算式によることとなります。

なお、掲示場数につきましては、県知事選挙の場合は県全域、県議会議員選挙の場合は、それぞれの選挙区の区域における設置数となります。

最後に、3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとし、4の経過措置ですが、この条例の施行後に期日を告示される選挙から適用することとしております。

続きまして、12ページを御覧ください。

議案第10号「宮崎県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由のとおり、公職選挙法の改正に伴い、国政選挙及び都道府県知事選挙の選挙公報の掲載文を電子データにより提出すること

が可能になり、条文において書面を想定した「記載」という文言に「又は記録」が追加されました。本条例におきましても、公報掲載文の品位保持事項におきまして、同様の改正を行い、電子データ提出の場合にも適用されることを明確化するものであります。

2の改正の内容ですが、ただいまの説明のとおり、第3条第2項中、「記載し」の次に、「、又は記録し」を加えることとしております。

最後に、3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとし、4の経過措置ですが、この条例の施行後に期日を告示される選挙から適用することとしております。

○寺田消防保安課長 消防保安課の補正予算について御説明いたします。歳出予算説明資料の25ページをお開きください。

消防保安課の補正額は400万円の増額で、補正後の額は、一番上の行の右から3列目、6億4,811万3,000円であります。

補正の内容につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

新規事業、災害時映像共有・伝送システム整備事業であります。

1の事業の目的・効果であります。国は災害時の緊急消防援助隊の円滑な出動や活動を図るため、国と都道府県との間の伝送手段の統一や、伝送された映像が閲覧できる「消防庁映像共有システム」を整備することとしております。

このシステムを利用するため、本県に映像伝送装置を整備するとともに、国のシステムに接続し、災害時における被害状況や消防活動などの映像が伝送できるようシステムの改修を行うものであります。

緊急消防援助隊につきましては、平成7年の

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて発足した制度で、大規模な災害が発生し、被災地の消防機関では対処できない場合に備え、迅速かつ円滑に消防活動を行うため、全国の消防機関による相互の応援・援助体制を構築しているものであります。

これまでも災害時の情報や映像等を伝送する仕組みはありましたが、資料の下にありますイメージ図の左側を御覧ください。現状でありませんが、本県におきましては、ヘリテレからの映像とドローンやビデオカメラで撮影した映像を別の手段で伝送しておりました。全国的にもそれぞれが異なる伝送手段をとっており、国と各都道府県の情報共有に課題がありました。

イメージ図の右側を御覧ください。国において、情報を一元的に集約・共有する消防庁映像共有システムを整備することになり、これにより伝送の一本化が図られるとともに、国の保有する災害関係の映像を他の自治体や防災関係機関が必要に応じて活用することができるようになるというものです。

このたび、国より事業仕様の提示がありましたことから、国の補助金を活用し、災害時の情報共有を図る仕組みを整備するものであります。

次に、2の事業概要であります。予算額は400万円、財源は全額国庫であります。事業期間は令和4年度、事業内容は、映像伝送装置を設置するとともに、国のシステムに接続し、映像を伝送するため、既存のシステムを改修することとしております。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。質疑はございませんか。

○太田委員 資料に沿っていきますが、5ページの消防保安課の災害時の伝送システムですが、金額はそんなに高くなく、こういう制度ができ

るということは本当にいいと思います。

効果としては、この絵を見ると、他の自治体の関係者が閲覧できる感じで、全国的にいろいろな災害対応の協力要請があったときなんかは瞬時に活用できて、そういう実施体制が確立されるんだろうなと思って、その辺りが特に大きいのかなという気がいたしましたが、いかがでしょうか。

○寺田消防保安課長 これまでは、使うといっても災害のときぐらいで、年間を通して2回、3回ぐらいでした。今後は各市町村や都道府県からアクセスして、必要なときに必要な映像等を得ることもできますので、様々な活用ができますので、頻度も多くなると考えられます。

○太田委員 9ページの育児休業に関して、これは2回に分けてとれるということですが、働く人たち——公務員、労働者にとっては取得しやすくなったんだろうなと思いますが、これまでの原則1回ということでの県庁の実績等はいかがですか。

○川畑人事課長 直近の数字で申し上げますと、令和3年度の育児休業取得者は知事部局で134名となっております。参考までに、このうち男性が36名ということで、時系列で見えますと着実に増えてきている状況でございます。

委員の御指摘のとおり、今回の制度改正等もしっかり職員に周知するとともに、職場環境の整備については、こういったことも含めて、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○太田委員 こういう形で働き方がだんだんよくなってくるといいなと思います。

公務ではないんですが、現状、民間でのこういった動きはどうなっているんですか。同じような感じになっているんですかね。

○川畑人事課長 今回、民間も同じような形で

緩和されて、例えば取得方法や手段も、より申請しやすく、請求しやすくなっており、全体の流れの中で国家公務員や地方公務員も同様の制度改正ということになります。

○太田委員 市町村課の議員の選挙運動の公費負担についてであります。これはいろいろ物価の関係もあって、そういったものが表現されて単価が上がっているのだらうと思いますけれども、宮崎県と東京都では物価も違うのかなと思います。こういった改正は全国一律同額でやっているんですかね。

○児玉市町村課長 そうでございます。公職選挙法施行令に基づいて、本県も改正しているところでございます。

○有岡委員 7ページの宮崎県東京ビル再整備事業について、現在、利用されている職員や学生は、近くに引っ越しされたりするという話でしたが、現在はどのような状況なんでしょうか。

○鹿島財産総合管理課長 現状を申し上げますと、学生寮、職員宿舍共に入っております。学生寮は35名ということで、100名定員でいくと若干少なくなっておりますけれども、来年3月に休業になりますので、その辺を見越して、早めによそに移る学生が増えつつあるかなと考えております。

職員寮については、ほぼ満員状態になっております。

○有岡委員 お尋ねしたかったのは、職員がここを出ていかれて、アクセスも含めて、仕事にできるだけ支障のない場所を借りられるだろうと思うんですが、そういったサポート体制はしっかりできているのかどうかということです。

○鹿島財産総合管理課長 まず、来年度から別の仮住居といいますか、そういったところに移転していただくことになるんですけれども、そ

の点につきましても、財産総合管理課と東京事務所で来年6月の解体までには、全員が仮住居に移転できるように、調整を行っております。

○日高委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○渡邊総務課長 常任委員会資料の14ページをお願いいたします。

個人情報保護法の改正について御説明いたします。

まず1、改正の概要であります。デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が制定されました。それにより、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法においては、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立などの課題に対応するための改正が行われ、地方公共団体及び地方独立行政法人に関する規定が、令和5年4月1日から施行されます。

次に、2、個人情報保護法改正の主な内容であります。

(1)の個人情報保護制度の見直しであります。右側の15ページにて御説明いたします。

参考1、個人情報保護制度見直しの全体像を御覧ください。個人情報保護法改正前においては、国や民間事業者等、対象によって法令が分かれておりましたが、令和4年4月に個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3つが統合されました。

また、各地方公共団体の個人情報保護制度についても、これまでは各団体の個人情報保護条

例に基づいて運用されてきましたが、令和5年4月以降は、個人情報保護法に基づく全国共通の制度に移行し、全体の所管が国の個人情報保護委員会に一元化されることとなります。

次に、参考2、個人情報保護法と本県の現行制度との比較(主なもの)を御覧ください。法改正により、個人情報や要配慮個人情報の定義や取扱いが、国・民間・地方で統一されます。

個人情報保護法と本県の現行制度を比較しますと、まず、項目の1つ目の個人情報の定義については、法では、個人情報は生存する個人に関する情報に限ると規定されている一方、本県では、個人情報に死者に関する情報を含むとしております。しかしながら、表の下の米印にありますとおり、死者に関する情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、保護の対象となりますことから、大きな支障はないものと考えております。

次に、項目の2つ目の要配慮個人情報の定義については、法では、人種や信条、社会的身分等その取扱いに特に配慮を要する情報と規定されております。本県の現行制度は、法の規定と同様となっておりますので、今後とも変更はありません。

以上のように、現行の本県条例は、行政機関個人情報保護法に合わせて改正してきた経緯があることから、個人情報の定義や取扱いが統一されても大きな制度変更はありません。

次に、14ページにお戻りいただき、2、(2)の地方公共団体の個人情報保護制度の見直しであります。個人情報保護法に基づく全国共通の制度への移行に伴い、各地方公共団体は、開示請求手数料等の必要な手続を条例で規定する必要があります。

15ページの参考2の表にお戻りください。具

体例としては、項目の3つ目の開示請求に係る手数料ですが、法においては、1件につき300円と規定されております。一方、本県では手数料は徴収しておらず、公文書の写しの交付に要する費用を実費負担としております。

今後の対応としましては、手数料を徴収しないことも可能とされておりますので、これまで同様、実費のみ徴収する旨、条例で規定する予定としております。

次に、項目の4つ目の開示決定等の期限ですが、法においては、請求があった日から30日以内と規定されております。一方、本県では、請求があった日から起算して15日以内としております。

今後の対応としましては、法で定める30日より短縮することが可能であるため、現行どおりの日数とする旨、条例に規定する予定としております。

14ページにお戻りいただき、2の(2)の②を御覧ください。法律の的確な運用を確保するために、国がガイドラインを策定しますので、来年度以降は、当該ガイドラインを参考に個人情報を取り扱うこととなります。

最後に、今後の予定ですが、9月に個人情報保護審議会への意見を伺った後、11月定例会で条例案を提案し、来年4月1日に条例の施行を予定しております。

○吉岐行政改革推進室長 委員会資料の16ページをお願いします。

令和3年度内部統制評価報告書について御説明いたします。

まず、1の内部統制制度の概要であります。この制度は、企業における内部統制の取組の進展などを受けまして、令和2年度から新たに導入しております。事務を執行する際のリスクの

発生を未然に防止する取組を行うことで適正な事務の執行を確保するものとなっております。

知事及び政令指定都市の市長に、内部統制に関する方針の策定と体制の整備が義務づけられており、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して議会に提出し、公表することとされております。

2の令和3年度内部統制評価報告書及び令和3年度内部統制評価報告書審査意見書につきましては、20ページ以降の別紙1、別紙2のとおりとなっております。

本日は、これまでの内部統制の取組状況と併せて御説明いたしまして、報告書の議会への提出とさせていただきます。

資料16ページに戻っていただきまして、3の宮崎県の内部統制に関する方針についてであります。平成31年3月に策定しまして、同3月の当委員会で報告させていただいております。その後、方針に基づき、体制の整備に取り組んでまいりました。

(1) 内部統制の対象事務につきましては、知事部局の全所属を対象に、必須とされている財務に関する事務に加え、適正な管理及び執行を確保する必要がある事務として、文書・情報の管理に関する事務を対象としております。

(2) 内部統制の目的及び取組の視点につきましては、効率的かつ効果的な事務の執行など①から④の4つの視点で取り組んでおります。

(3) として、内部統制の推進体制を載せております。実施内容も含めまして、こちらの図で御説明させていただきたいと思っております。図の一番上にあります知事が内部統制最高責任者に位置づけられておりまして、その左下にある推進部局に、副知事をトップとする内部統制推進会議を設置して、全庁的な取組を推進しており

ます。

その下の各部局、各所属におきましては、適正な事務執行を阻害する要因であるリスク及びその発生を防止、低減する対応策について職員に周知を行いまして、各所属においてリスク対応策に基づいて事務を執行し、内部統制の整備・運用状況について自己点検を実施しております。

図の右側の評価部局につきましては、行政改革推進室になります。自己点検結果を取りまとめまして、図の左下の検証部局、具体的には会計課や物品管理調達課などに検証を依頼し、評価部局において内部統制体制及び業務レベルの内部統制について評価を行います。

評価が終わりましたら、図の一番右の下の方になります。監査委員に評価報告書を送付し、審査していただきます。そして、その上の矢印、監査委員の意見が付された内部統制評価報告書を議会に提出させていただく流れとなっております。

17ページを御覧ください。

4の対象とするリスクについてですが、国のガイドラインで示されたものや過去に実際に本県で発生した事案から、組織として対応する必要性の高いリスクとして、財務に関する事務が57項目、文書管理・情報の管理に関する事務として16項目の計73項目を選定しております。

それぞれのリスクについては、そのリスクを回避するための対応策が設定されておりまして、各所属はそれに基づいて事務を執行する形となっております。

次に、5の有効性の評価ですが、4で説明しました73項目のリスクについて自己点検を実施し、不備があれば改善に取り組んでまいります。不備が「重大な不備」に該当する場合、内部統

制が有効に整備、または運用されていないと判断することになりますので、重要な不備に該当するか否かは、その表にありますように量的重要性及び質的重要性の2つの視点から総合的に判断することとしております。

18ページをお開きください。

6の内部統制評価結果ですが、重大な不備に該当する不備は確認されなかったことから、内部統制はおおむね有効に運用されていると判断しております。

評価内容としましては、まず(1)の内部統制体制の評価についてですが、統制環境以下6項目を対象として評価しております。下の表にありますように、それぞれの項目において制度が整っており、適正に管理・運用されておりますので、内部統制体制については有効と判断いたしました。

次に(2)業務レベルの内部統制の評価についてですが、多くの所属において対応策が適切に実施されていることを確認した結果、おおむね有効に運用されていると判断いたしました。しかしながら、約8か月に及ぶ支払事務処理の遅滞や児童扶養手当の現況届認定誤りによる過払いなど、特に注意すべき不備を確認しております。既に再発防止策を講じていますが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう取り組む必要があると考えております。

19ページを御覧ください。

7の監査委員による内部統制評価報告書の審査ですが、審査結果につきましては、評価手続及び評価結果に係る記載はおおむね相当であるとされました。今後、内部統制の実効性を高め、さらなる推進を図る上では、(1)から(3)の3つの事項について改善が望まれるとの意見が付されているところです。詳細は御覧いただけ

ればと思います。これらの御指摘を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に8、今後の対応ですが、内部統制推進会議や幹事会を通じて、発生した不備の内容を情報共有し、引き続きリスクの未然防止や再発防止を呼びかけてまいります。あわせて、自治学院の階層別研修の中で、内部統制の研修を実施するとともに、各所属においては内部統制推進員が中心となりまして、内部統制が適切かつ効果的に機能するように制度に係る職員の意識醸成や理解を深める取組を進めてまいることとしております。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。御質問はございませんか。

○太田委員 資料の15ページの個人情報保護法との関係で、先ほど説明がありましたが、国の法律では手数料が1件につき300円ということになっているとありますが、本県では徴収せず実費負担ということでした。これは実態的に言うと、1件につき300円以内ぐらいの実費ということでしょうか。

○渡邊総務課長 実費につきましては、公文書の写しということで、A4用紙1枚につき10円をいただいております。あと郵送の場合は、郵便切手代を負担していただいております。

○太田委員 県としても、県民に対するサービスということで、実費でできるだけ安くしてあげようという気持ちがあるんだなと理解いたします。

16ページ以降で説明された内部統制評価報告書についてであります。私も詳しくは知らなかったんですが、この制度というのは、監査委員が本来、上から調べるぞと言って皆さんの仕事ぶりをチェックするというものではあるんですが、これは職員がこういう組織を作っ

自らコントロールして、現状をお互いが知って、できるだけミスがないようにという思いで作られたんだろうなと思って評価はしたいと思いません。

最初見たときには、監査委員の権限として調べる内容と、この内部統制による自らの調査が、ちょっとダブっているかなと思ったけれども、そういうことではなく、お互いができるだけミスを少なくしようという意味で、監査委員の調査と自らのこういう組織でチェックしていきましようという理解でよろしいでしょうか。

○吉岐行政改革推進室長 委員のおっしゃるとおり、この内部統制が、いろんな財務事務とかに存在するリスクについて自立的にコントロールして、問題とか間違いが小さいうちに改善して、適正な事務処理を確保しましょうというものです。

まずは内部できちんとやっていきましようというところが一つ。おっしゃるとおり監査で見るところも、同じようなところを見るんですけども、内部統制がきちんと機能することによって、監査は細かいところのチェックというよりは、もう少し大局的に見ていくことができるようになってきますので、監査とも連携しながらやっていくような形になっていくのかなと思っています。

○太田委員 分かりました。二重、三重にチェックはできるんですよということで、組織の評価をしたいと思えます。

最初に質疑した個人情報保護法の改正のところですが、15ページの上の表を見ると、対象として国の行政機関、独立行政法人とか民間事業者と入っていますが、私どもの会派で話したときに、県議会は除外されていると聞きましたが、そういうことになっていますか。

○渡邊総務課長 今、県の条例では県議会は実施機関ということで入っているんですけども、法律では、議会は国会とか裁判所と同じように除外されまして、独自の自律的な規律を設けることになりました。

今回の法改正によりまして、議会事務局で条例を制定する動きがあると伺っております。

○日高副委員長 つかぬことをお伺いしますが、県庁のコンピューターのホスト局はどこにあって、そのデータの管理はどこが担当するんですか。

○吉岐行政改革推進室長 県庁の中のデジタル化の推進といった部分については、4月から総合政策部にデジタル推進課が設置してありますので、そこで一元的にやっていくようになっております。

○日高副委員長 ということは、コンピューターウイルスの問題などもデジタル推進課の所管になるということでしょうか。

○吉岐行政改革推進室長 情報のセキュリティーの部分だったりとか、職員向けの研修や啓発の部分だったりとかいうところも、外向けの部分も含めて、デジタル推進課で所管する形に整備しております。

○日高副委員長 もう一つお尋ねします。今はメールで文書を送りますけれども、以前、メールがない頃は文書室で全部発信文を書いて封書で送っていました。例えば、今でもその文書管理の規定の中に、文書の発信簿みたいなものは残っていますが、各部各課で市町村とか自治体に送ったりする文書は、何月何日にこういう文書をメールで発送しましたという、以前の文書発信簿みたいなイメージの記録はちゃんと残っているんですか。

○渡邊総務課長 起案文書を登録するシステム

があるんですけれども、それに施行日とか施行場所、施行箇所とか、例えば市町村に何月何日に施行したというのは記録するようになっておりますので、公文書の場合であれば記録が残っております。

あと県の方から、例えば書留とかです場合は、総務課で、その書留なんかの記録簿は作っております。

○日高副委員長 残っていることは残っているんですね。昔は、内容が分からないときに、何月何日付の文書でというのがいろいろありましたけれども、そういう形というのは、今でもちゃんと残っているということですね。

○渡邊総務課長 公文書には、日付、文書番号、文書番号で所属のコードがありますので、どこ所属が何月何日に出したというのは記録されておりますので、後ほど確認することもできます。

○日高委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆さんはお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩

午後2時39分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、16日に行いたいと思います。

開会時刻は11時30分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後2時39分散会

令和4年9月16日(金曜日)

午前11時27分再開

出席委員(8人)

委員	長	日高博之
副委員	長	日高利夫
委員		星原透
委員		中野一則
委員		外山衛
委員		太田清海
委員		井上紀代子
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	牛ノ濱 晋也
総務課	主事	大島 采香

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含めて、御意見をお願いいたします。休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。採決につきましては議案等ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第16号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第9号、議案第10号及び議案第16号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願9号についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手全員。よって、請願第9号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第13号であります。この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

請願第13号については採決との意見がございますので、お諮りいたします。この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、請願第13号の賛否をお諮りいたします。請願第13号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手全員。よって、請願第13号は採択とすることに決定いたしました。

ただいま請願第13号が全会一致で採択となりましたが、この請願は意見書の提出を求める請願であります。

意見書案を書記に配付させます。

私学助成の拡充・強化を求める意見書案について、何か御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時31分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

お諮りいたします。意見書の内容につきましては、意見書案のとおり当委員会の発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 異議ございませんので、そのように決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御

一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ございませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

次に、11月1日火曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

午前11時35分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

11月1日火曜日の閉会中の委員会につきましては、執行部より報告を受けることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、10月16日日曜日から19日水曜日に予定されております県外調査につきまして、御意見を伺いたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時35分休憩

午前11時38分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のと

令和4年9月16日(金)

おりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように取り扱います。

そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れさまでした。

午前11時38分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 博 之